

文化審議会世界文化遺産部会（第6回）

1. 日 時：令和3年2月4日（木）14：00～16：00
2. 場 所：文部科学省3階 3F1 特別会議室、WEB会議
3. 出席者：（委 員） 佐藤部会長、松田部会長代理、伊藤委員、池邊委員、
岩本委員、大森委員、黒田委員、小浦委員、佐々木委員、
鈴木委員、藤原委員、二神委員、本中委員、山田委員
（文化庁） 杉浦次長、榎本審議官、豊城文化財鑑査官、伊藤文化資源活用課
長、山田文化遺産国際協力室長、西川文化財調査官、鈴木文化財
調査官

【佐藤部会長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより世界文化遺産部会を開催します。

本日は、前回の検討、討議を踏まえて、引き続き我が国における世界文化遺産の今後の在り方について御議論いただきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から、委員の出席状況及び配付資料の確認をお願いいたします。

【山田文化遺産国際協力室長】 本日は、14名の委員の皆様にご出席いただきます。新型コロナウイルス感染症の対策のため、佐藤部会長と松田部会長代理以外の委員の皆様は、オンラインにて御参加をいただいております。

【佐藤部会長】 それでは、議事に入ります。前回の議事録について確認をお願いします。事務局から今説明があったとおり、最近のものは別として、既に委員の皆様からの御意見を反映したものとなっているということです。最後の御訂正した上で確定するという事で承認していただいでよろしいでしょうか。

それでは、特に御意見ないようですので、今申し上げたような方向で議事録を確定していきたいと思っております。その上で、事務局は、公開等必要な作業をお願いします。

それでは、議題、我が国における世界文化遺産の今後の在り方について入ります。これは、前日も御議論いただき、それを踏まえて第一次答申の素案を作っていただきました。事務局でその説明をお願いしたいと思います。

【山田文化遺産国際協力室長】 資料2を御覧ください。前回までの先生方の御意見、ま

た、ヒアリングを踏まえて、前回、整理として説明したものを文章化しました。名前は「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）素案」としています。第一次としているのは、今回、この在り方を御議論いただき、一区切りつけて、さらに来年度、暫定リストの検討をどうするかということも諮問内容に含まれており、そちらも御議論いただきたいと考えております。今年度末を目標に作成いただくものは第一次という名前をつけております。

それでは、中身について御説明します。

まず、「はじめに」では、なぜ在り方の検討が必要かということに触れています。最初の丸は、世界遺産条約の導入、締結の経緯をまとめているものです。

2つ目の丸は、我が国がそこに参加し、奈良会議の開催を含めて、どのように貢献してきたかということを書いています。

3つ目の丸は、世界文化遺産の効果を書いて、2ページの最初の丸は、特に地域に対する効果というものを書いております。

次の2つ目の丸は、取り巻く環境が様々複雑化していることを書き、3つ目の丸では、特に少子高齢化とか来訪者の関係を例示し、また、HIAについても触れ、以前の状況と異なっているところを挙げています。

その次の「さらには」と記載した丸では、特に直近の課題として、新型コロナウイルス感染症の話、首里城火災の話を書き、最後の丸で、こういう状況のため検討し、整理していただく必要であるということを書いております。

「はじめに」の(2)、3ページで、これは諮問と、最終的に●には何回と記載します。

3つ目としては、(1)と重なる部分もありますが、特にSDGsを中心に触れております。

丸の2つ目で、関係するゴールの記述の抜粋し、3つ目の丸では、Culture Indicatorsで、具体的に世界遺産について触れられているところを挙げております。

4ページの真ん中辺りの「このように」という丸では、世界遺産が、上に掲げているように、持続可能な社会に貢献すること、保存・活用にも有効であることを書き、その次の丸では、反対に、エネルギーに関しては、再生可能エネルギーとの調整が必要だという認識を書いております。

一番下の「さらに」のところに、国際的な相互理解と世界平和実現のために大きな役割を担っているということを確認的に書いております。

以上が「はじめに」で、次、1ポツとして、世界遺産一覧表への記載の意義ということで、

諮問の最初の点についてまとめております。

具体に入る前に、最初の丸に、OUVの説明、学術的な説明が何より求められるというような前提、地域との関係で、成功に導くことが大事ということを書いた上で、意義を、前回お示しした整理と同様に、3つの柱に分けて御説明します。

(1) は、文化遺産の将来世代への継承ということで、世界遺産のそもそもの保存・活用を書いています。

まず、最初の丸で、将来的な観点も踏まえて、地域が一丸となってこの保存・活用に取り組むということが重要で、そのために世界遺産が人を引きつける役割は大きいということ。

2つ目の丸は、いろいろな方がそこに携わることによって、関係者が包括的に参画することによって、文化遺産周辺の良好な環境も築けるということを書いています。

3つ目の丸は、世界文化遺産の保存・活用が、世界遺産のみではなくて、ほかの文化財にも良い影響を与え、牽引する役割を担っているということ、将来世代への継承の意義の3つ目として書きます。

2つ目の柱は、新たな価値の発見と我が国の文化の発信というものを柱として、位置づけています。

まず、OUVを整理し、あるいは登録後でも学術的な調査研究によって、価値がさらに見いだされるという事例があることを書いています。

そのページの最後の丸に、アジアの視点から、次のページまで、我が国の文化遺産の保護の在り方を発信することで、多様性の向上に、我々が貢献していると記述をしています。

3つ目の丸で、我が国のこれまでの推薦、登録というのも含めて、我が国が他の国に対しても、危機遺産からの脱却や、一覧表への記載、あるいは世界遺産と関わらない文化財の国際協力に、国際貢献していますということを書いていきます。

3つ目、最後の意義の柱で、世界遺産を活かしたまちづくりを、一つ柱として掲げています。

一丸となって地域が取り組むことによって、一層の主体的な参画を促す、地域の魅力増進につながる、また、災害等の場合や、復旧・復興の心のよりどころになるということも、効果として書いています。

2つ目の丸は、来訪者について増加も見込まれ、来訪者に上手に対応することで、持続可能な活用や価値の発信が期待できるということ、2つ目として書いています。

3つ目は、その地域の活性化、定住人口の獲得、地域社会自体の持続性にも貢献できると

いうことを、意義の3つ目として書いています。

これらのことをまとめて、地域の課題の解決、国際貢献度が高いことを6ページの下から2つ目の丸で、まとめています。

「以下においては」で、2ポツの導入のことを6ページの一番下の丸で書いています。

説明は最後までします。2ポツで、2つ目の諮問事項として挙げられた、世界文化遺産の持続可能な保存・活用を書いています。

まず、国際的な現状と課題を整理し、(1)のマル1は、世界遺産委員会、特に直近の世界遺産委員会を例示して、どんな議論が行われているのかということをお紹介しています。

2つ目の丸では、保全状況報告書で取り上げられた影響要因は、こういうものの分布と記載しています。管理体制・法的保護が3分の1ぐらい、資産の周りの開発とかが約3割ぐらい、観光、来訪者が10%、破壊、戦争・内戦等が9%ぐらいの割合で御議論しているということと、それぞれの中心になっている議論をその下の丸でそれぞれ書き、3つ目の丸では、法的保護の不備、サイトマネージャーの役割強化、包括的保存管理計画の策定の重要性が主に議論され、開発には、バッファー内、外もHIAが厳しく求められる傾向にあるという説明をしています。

来訪者については、SDGsに寄与する可能性の一方で、過密状態や、負の影響を与えることについての懸念が示され、最後の丸では、ノートルダムをはじめ、突発的な事象の報告というものもあり、それについての国際的関心が高まっていることが見て取れるということを書いています。

地域コミュニティの重要性についても国際的な議論があり、マル2でお紹介しています。

8ページに、開発部局、観光部局といった他の分野との連携、活用というものが世界遺産委員会でも議論し、次の丸では、世界遺産条約履行のための戦略目標の5番目のC、あるいは京都ビジョンに見られるように、ここでも地域コミュニティの重要性は、こういった国際的な場でも議論されているということをお紹介しています。

また、3つ目の議論は、都市における世界遺産の貢献で、都市の開発ポリシーや、計画と統合された世界遺産の管理計画の策定というようなことが推奨され、我が国でも福岡において専門家会合を開催したことを紹介しています。

(2)で、我が国でどういう課題が顕在化しているのかを具体的に申し上げます。

マル1は、既に世界遺産一覧表に記載されている文化遺産の管理体制は、複数の構成資産から成るものが多いということもあり、全体を包括した包括的保存管理計画を策定すると

ということが一般的ではありますが、これはもともと求められていなかったのものであって、初期に登録されたものは未整備の事例があるということを経験の1つ目として紹介しています。

また、HIAの実施が求められる事例の増加を、特に開発の声が高い都市部や、再生可能エネルギーの開発に適した地域では調整が必要な場合が多いというのを、2つ目として挙げています。

3つ目としては、人的なところで、長期的な視野で総合的に管理する機能、サイトマネージャーの必要性ですが、状況は各自治体によって異なり、自治体間あるいは自治体内での連携というのにも必要ですと書いています。

最後の丸では、記載までは自治体に特別な組織を置き、人的・予算的にも重点的に配分をしているが、その後、世界一覧表に記載されたら引き揚げてしまうような例があることがあり、文化庁の保全状況の確認や、世界遺産委員会に6年ごとに報告をするというようなモニタリングの機会があるということで、これは登録をスタートとする半永久的なマラソンというお言葉、そういった内容をここにしています。

2つ目の点です。世界遺産一覧表に記載された文化遺産の周囲の環境を、重点的にここに丸を1つ立てて書いています。

2つ目の丸、これは作業指針のことを書いています。緩衝地帯自体にはOUVというのは認められないけれども、そういった周囲の環境というのはOUVを形成するに至った背景を有する場所であることが多いという現状認識を書き、10ページの最初の丸では、作業指針の118bisでは、開発事業が遺産に与える影響を評価するようにと。HIAをすると。このようなことも2019年に定められて、文化庁でも参考指針を出しています。

その次の丸は、OUVの保護について、評価を求める声が強いということを書いています。

翻りまして、3つ目の丸で、社会の情勢に合わせて周辺が変化するというのは当然であるということ、あるいは、そもそも今ある状態が構成資産等にとって最善の状況ではない場合もあり、そういうときは改善が必要になる場合もあるということ、反面書いています。

現在どのように特に緩衝地帯を守っているのか、様々な文化財保護法やその他の法律で、あるいは条例によって、緩衝地帯あるいは構成資産を守っていること。それぞれの法律、条例は必ずしも世界遺産を守るために設けられたものではないものの、それをうまく使って保護措置として活用している実態ですという現状を書き、一番下の丸は、緩衝地帯の外部については、特にどこまでが外縁なのかということも明確ではなく、法制度の規制等が、構成資産、バッファゾーンに比べて十分ではなく、困難であるということ、これを認めざるを得ない

ということは正面から受け止めるべきだと書いています。

11ページ、周辺環境の維持について、3点にまとめています。1点目は、既存の法体系、条例等を存分に活用して、システムを整えていく必要があります、調和的な運用が重要ということを書き、2点目では、むしろそれを周辺の環境に積極的な意義づけを行って、遺産が所在する地域と地域そのものが暮らしやすくなるような統合的な計画を書くことと、市民・行政・企業といった関係者が豊かな地域をつくる主体であり、一丸になってほしいということを書いていきます。

また、最後の丸ので、国際的議論の最新動向を反映しながら、いろいろな情報を蓄積して活用していくことが必要だろうということでもまとめています。

3つ目の丸は、災害復旧や整備に関する国際発信の必要性を3つ目の課題として書いていきます。

1つ目の丸は、様々な災害があり、国際的に関心があるということを書き、2つ目の丸では、具体例を書いていきます。

3つ目の丸では、国際専門家会合を例に挙げ、同様のことを書いていきます。

12ページで、また難しい点を挙げて、我が国の修理、保存については高い評価を受けてきた一方で、一部の整備事業では、整備に問題があるという指摘を受け、関係者の意見が完全に一致するということができない場合もあるということもあり、我が国の文化財保護というのをどういうふうに行っているのかということ、さらに積極的に発信していく必要があるということも課題として挙げていきます。

4つ目、地域コミュニティの関わりでは、1つ目の丸で、その重要性を改めて書き、2つ目の丸で、地域コミュニティが抱える課題、これに世界文化遺産が貢献できるのではないかと書いていきます。

3つ目の丸は、記載後に関心の低下や、若者が参加しないというようなことを3点目の課題として書いていきます。

課題の最後に、マル5として、来訪者管理ということを書いていきます。

1つ目の丸は、現状で記載の前後にオーバーツーリズム、地域コミュニティへの負荷などの負の影響について書いていきます。

現在抱えている課題として、新型コロナウイルスの対応で、各自治体や関係者が対応に追われていること、また、3つ目の課題として、インタープリテーションの観点から、十分な説明が多言語でされているかということ、ばらつきがあるということも最後の課題として挙

げています。

(3) は、今後の在り方ということでまとめています。

まず、国とか地方とか関係者問わず、対応すべき方向性というのをマル1に書きました。マル2以降と多少重複する部分もありますが、御覧ください。13ページのマル1の1つ目の丸で、関係者がそれぞれ自治体を中心にして主体的に取り組むことが必要と。国もその後押しをすることが必要ということを書いています。

2つ目の丸は、関係部局の連携によって、包括的保存管理計画や、HIAを高めていく必要があるということを書いています。

3つ目の丸は、地域コミュニティが積極的意味を認められるように参画していただくことが大事ということ。

4つ目は、守るべきものを守り、見直すべきものを直しということ。結果的に関係者にとって好ましいものが環境として生まれることが必要ということを書いています。

最後の丸として、ここはマル2にもマル3にも出てきていますが、そういった情報がいろいろな関係者の中で、本部会の先生方も含めて学ぶ環境ができる、情報が共有される、そういう機会が必要ということ、まず方向性の最後に申し上げます。

次に、マル2として、国として対応すべきものを掲げています。

14ページで、まず、認識として、多様な世界文化遺産がこれまで一覧表に記載されていますので、これらについて一律・画一的なマニュアルを全部に示すということは現実的ではないが、関係自治体と緊密に連携をしながら、案件に沿って国も対応しなければいけないということも書いています。

2つ目の丸は、前回は申し上げましたが、各課題あるいは対応の好事例を収集し、それを関係者に情報共有を図るような機会、世界遺産の意義について周知を図る機会を設けるべきであるとしています。

具体的に、次の丸で、お願いをしたいのは、本部会委員の先生方に定期的に現場を訪問し、良いところは褒め、課題があるところは一緒に考えるような機会があると良いのではないかと。

その次の丸も、同じ機会にシンポジウム等を実施し、世界遺産の意義についても多くの人と議論でき、共有できるのではないかと提案しています。

また、4つ目の丸で、優れた取組があったと認められる場合には、国で積極的にそれを表彰し、意欲を高めるという手があるのではないかと。

その次の丸では、文化庁のホームページに世界遺産のページがあり、こういったものの強化や、SNSの活用などで、情報の提供を進めるということも考えられると書いています。

次の丸、少し長いですが、HIAについての国の役割ということに記載しています。まず、各自治体が抱えるHIAに係る課題の困難性について国としても十分に理解し、その意義について周知し、国内外のいろいろな事例を収集・蓄積し、関係者に共有し、関係者が課題を解決しやすい環境をつくらないといけないと。そういった情報の収集・蓄積をしているうちに、これは共通の指針になるのではないかとということがあれば、用語の再整理も含めて、指針を充実させ、関係者の支援を行うというようなことができると書いています。

また、緩衝地帯を含めた周辺環境を積極的に意義づけるということを先ほど申し上げましたが、それに先ほど申し上げた顕彰、表彰の機会を使うということもあり得るのではないかと書いています。

15ページでは、単なる規制ということだけではなく、積極的なツール、資源を活用することで、保存活用地域計画や、歴史的風致維持向上計画などの枠組みを活用していくことができるということ、様々な自治体等関係者にお示していくということも必要で、そのためにも、我々、国の行政機関内部での連携ということも検討すると書いています。

また、文化遺産を支える人材の育成も、国の役割として書いています。

3つ目の丸では、災害に関する対策の共有、国際貢献、こういったものの情報発信、海外からの理解を高めるということ、最後は、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律というものがあり、これに基づいて我々も国際協力をしています、引き続き途上国に国際貢献をしていくと。これも国の重要な役割と位置づけています。

3つ目の丸では、地方自治体による対応で、15ページの一番下の丸で、OUVやそれを構成する本質的な価値を改めて整理し、新たな研究成果によって、より深めてほしい、研究を継続してほしいということを書いています。

「また」の丸では、既存の組織も有効に活用しつつ、専門家が参加する委員会や、関係者が参加する協議会を設けて、人的・財政的な措置を地方自治体には講じていただきたいと書いています。

3つ目は、包括的保存管理計画については、策定していないところはなるべく早く策定すること、策定しているところは必要に応じて改定をすることを書いています。

その次の丸では、関係部局との協力を書いて、そういった部局との協力で、なるべく開発事業の早期捕捉をすとか、報告の機会を活用して、保全状況を確認し、また、国も情報提

供して、そういったものを積極的に取ってほしいということを書いており、次の丸のところでは、それで影響を与えるものがあるということが捕捉できた場合には、HIAを実施し、必要に応じて世界遺産委員会に報告をしましょうと書いています。

最後の丸では、そのためには、他の自治体の条例とかマニュアルで、文化庁の参考方針を参照しつつ、条例・マニュアルの整備が必要ではないかということや、その際に景観条例等の手続がどのように位置づけられるかということも併せて整理し、包括的保存管理計画に位置づけてほしいということを書いています。

17ページには、具体例を書いておられます。例えば、同じバッファゾーンの中であっても、遺産からの距離、あるいは事業の規模によって、影響度合いに差異が生じることがあり、同規模の事業でも、複数回行われるというようなこともあるので、マニュアル作成に当たっては、影響度合いに応じた手法・手順でやってくださいということを書いています。

次は考え方です。HIAというのは、開発事業を上から「やめろ」というものではなくて、どう調和的に実施されるのかと方策を探る場であり、開発主体が自信を持って事業を実施できるようなものであるということを、丁寧に説明していただきたいということです。

次は、自治体内の連携で、職員同士もそうですが、様々な自治体内の審議会等に、その意義、世界遺産の意義、周辺環境の意義について御説明していただけるとありがたいということを書いています。

次は、また重複する部分もありますが、保存活用地域計画で全体像を具体的に示した上で、街なみ環境整備事業などを活用して、前向きに環境形成をしていただきたいということ、次の丸は、他の自治体における状況、海外の状況を積極的に踏まえて取り組んでいただき、また、発信もお願いしたいということを書いています。

次は、青少年とか地域に対する働きかけ、促しをして、持続可能な世界文化遺産を実現していただきたいということ。

下から2つ目の丸は、世界文化遺産が地域から恩恵を受けるだけではなくて、逆方向で、世界文化遺産にも恩恵をもたらすということを共通理解を促していただきたいということ。

17ページ最後の丸は、様々な予算措置のほか、クラウドファンディング等の民間資金の活用というのも促進が期待されるということを書き、18ページの2つ目、一番上の丸は、来訪者管理の予測や、ガイダンス戦略、整備を長期的な視野から多言語でやってほしいということを書いています。

最後は、目指すべきところで、負の影響を与えることなく多様性の貢献について理解を深

めて、寄付などで、地域の活性化にも寄与し、好循環が生まれるというようなことを期待していますということを書いています。

以上が2ポツ、主に既に登録された資産がどのように保存・活用・管理されていくべきかということを中心に書いています。

3ポツから、世界遺産一覧表の充実に向けた取組です。

最初の丸は、これまでに登録された19件の文化遺産が果たしている意義を、最初の丸、2つ目の丸と3つ目の丸まで書いています。

4つ目の丸で、まだ我が国の文化財の中には、さらに多様性に貢献できる余地があるということと、適切な準備が整った資産は推薦し、暫定一覧表に追加するということが有効ではないかと書いています。

19ページに、推薦すべき資産について書いています。

2つ目の丸は、当然のところではありますが、我が国に固有、OUVを十分に説明し得るというもので、多様性に貢献できるものではないと駄目というのは、これは当然の前提ですということを書き、その下の丸は、中でも国際的な観点からも高い評価をされるものであることが必要ということを書いています。

4つ目の丸は、具体的にあるわけではないですが、国境をまたいだ資産群としての推薦も今後あり得るということ。

5つ目の丸は、無形文化遺産とのつながりというのは我が国においては大変大事ですので、推薦の際に十分に留意する必要があることを19ページの下に書いています。

20ページでは、エコパーク、ジオパークについても有機的な連携が見いだせる場合には、説明材料として活用していきましょうということ。

次の丸は、先ほどの課題のところでも申し上げました、地域がこれを持続的にしっかりと維持するということを確認した上で、暫定の記載や、推薦ということが必要ではないかと書いています。

3つ目の丸は、今回は特にこの時代、あるいはこの分野に限定ということはないものの、世界遺産一覧表の幅をさらに広げる上で有益と考えられる時代、分野があれば、そのことも十分留意しましょうと書いています。

次は、暫定一覧表についてです。各国で取扱いはまちまちですが、やはりこれは推薦に足るもの、記載に足るものだろうというものを暫定一覧表に追加するという前提を書いています。

次の丸は、前回、いろいろな御意見をいただいた例示のところで、まず、前提を書き加えております。十分な学術的調査研究に基づくOUVの蓋然性、バッファゾーンを含めた保護措置、持続可能な実現のための関係者の合意など、条件を満たしているということがもちろんの前提です。イメージを得るためあえて例示をするならばということで、例示をさせていただいており、例示はポツで5つ挙げさせていただいております。前回より若干概念化して、ぼんやりとして、生々しさを減らしたつもりです。1つ目が、自然の尊重、自然との共生、2つ目が自然災害に対する対応、3つ目が有形・無形の文化遺産の結びつき、4つ目が地域社会との密接な関わり、5つ目が現代社会における新たな価値ということで整理しています。

21ページに、また改めて上の例示は特定の資産を想定したものではないということを書くとともに、この例示に当てはまらないものについても、当然、条件を満たせば検討の対象になりますということに記載しています。

21ページ、マル2では、どうやって暫定一覧表を付け加えるのかという手続を若干細かく書いています。前回、10年前のときのことを書いています。そのときは候補を自治体から募りましたが、今回は、ポツを2つ書いておりますが、学術的な検討・審査が大前提であるべきであり、また、2つ目のポツでは、自治体の境を越えたものが多い状況ということで、公募に基づかない方法が良いのではないかと書いています。

一方で、自治体等から広くアイデアを得る、審議の参考にするということは有意義なので、意識調査を行うということは検討に値するということを書くとともに、世界遺産の意義というものも併せて問うならば、その周知にも役立つのではないかと書いています。

3つ目は、具体の選定の手続で、まず、学術的な研究成果、あるいは国内外の遺産とか記載状況を踏まえ、アンケート結果を見つつ、OUVが説明でき、候補となり得るものは何かをある程度この部会で絞っていただく。その上で、自治体等の関係者から資料の提出を求めて、それが接続可能になるということが確認できたら暫定一覧表に追加をするというようなことを、基準をつくりながら進めてはどうかと書いています。

資料のみで難しい場合は、訪問や来ていただくということも、場合によってはあり得ると書いており、一番下の丸では、暫定一覧表に掲載されたものについては、様々な準備をして、推薦とその後にご用意していただくということを書いています。

22ページ目の最初の丸で、検討の過程で、これは暫定に追加しよう、これはもう少し暫定追加までかかるというものを、この部会で非公開で御議論をいただき、その審議の透明性を

事後的に確保するために、暫定には追加されなかったものの、検討の対象になったものは、こういう課題があるから今回は暫定になりませんということを公表する必要があるのではないかと書いています。

追加のタイミングも、推薦のタイミングも、これは毎年1個と決めるものではなく、適切な準備が整ったものがある場合に、必要に応じて行うべきではないかと書いています。

3ポツの一番下の丸では、これは反対に削除について記載しています。持続可能な文化遺産であることを確保するためには、関係者の熱意というものも大事です。ただ、その熱意がなかなか維持できないところについては、暫定に載っていること自体が負担になる場合も考えられます。我々のほうで、一定期間活動されていないところについては、どうなさいますかということを確認し、場合によっては協議の上、一覧表から削除するというのも検討課題として挙げています。

「むすびに」ということで書かれていますのは、最初の丸で、これまで第一次答申で対象としているのは、諮問の1、2、3です。2つ目の丸で、4の暫定一覧表の見直し自体はまだ終わっておらず、来年度以降、それを御議論いただくということを書いています。

大変長い説明になって恐縮でございました。以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。これまでの私たちの議論も踏まえた上で、かなりよくまとめていただいていると私は思いましたが、これまでの議論の中で上がってきた各委員の御意見なども、例えば、バッファゾーンやその周辺の保全についてや、あるいは、登録後の保全状況の確認や報告の問題、あるいは、HIA、環境影響評価の問題、あるいは、自然遺産や無形遺産との連携の問題、あるいは、好事例などの情報共有が必要ではないかというような意見などを取り込んでいただいていると思いました。

ただいまの説明について、これから御質問や意見交換をしていただきたいと思っております。やはり全体が長いので、進行管理の点から、議論を2つに分けさせていただきたいと思っております。

まず、前半としては、18ページの3ポツというところまでの、世界遺産一覧表の充実に向けた取組ということです。ここから後ろでは、暫定登録についてのことも扱っています。ここから後ろは後半で議論することにし、それ以前の、1ページの0ポツの「はじめに」という総論的なところ、4ページの1ポツの世界遺産の一覧表に記載されることの意義、それから、7ページからの2ポツの世界文化遺産の持続可能な保存・活用、この0、1、2の3つのところをまず前半として御議論いただきたいと思っております。それぞれできれば45分ぐらいずつ議

論したいと思っておりますが、まず、「はじめに」の0ポツから2ポツのところまでにつきまして、御質問や御意見を頂戴したいと思います。

伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 どうも本当に素晴らしい答申の素案をお作りいただきまして、網羅的かつ総合的な文章で、大変感服しました。

最初に申し上げたいことですが、まず、これはすごく総合的かつ網羅的ですが、要するに、肝は何かというか、全体として何が言いたいのかというところが、かえって見えなくなっていますので、そこら辺は最終的にやはりもう少し踏み込んで、クリアカットしたほうが良いだろうというのが、僕の全体的な意見です。その辺はこういう素材がありますので、ここからどういうふうにごうまく切り出していくかという方法ですから、多分、問題ないだろうと思います。

それで、細かな点からいうと、7ページのところのノートルダム寺院というところ、これ、11ページにも出てきますが、これはノートルダム大聖堂ということで、かつてはノートルダム寺院と言ったこともありましたが、今は大聖堂にしたほうが良いと。 temple ではありません。以前、少しそういうことに触れたことがあると思うのですが、それを直してください。

それから、私自身の関心でいうと、5ページの(2)番の、新たな価値の発見と我が国の文化の発信で、2つのことがまとめられていますが、私は、ユネスコ世界遺産のことを考えると、これからやはり新しい価値の発見ということと同時に、新しい価値の更新、アップデートしていくということです。これ、今までの既存の価値で長らく行い、価値がついたからおしまいということになると、もう先行きがどんどんつながっていくわけです。歴史学というのは常に更新されると同時に、こういう遺産の評価や考え方も更新されていくので、(2)番というのは一つの中にまとめてしまうというのはもったいない気が僕はします。例えば、新しい価値の発見と更新、それから次に我が国の文化発信という、すごく大きなテーマで、ここでまとめて一つに書いてしまうようなものではないのではないかと思います。

そのため、後半の議論にもなりますが、どういうものがこれから世界文化遺産になっていくかというときには、やはり価値の更新ということが、発見と同時に既存の価値をどう更新していくかということを含めれば良いと思っています。

取りあえず長くなるので、それぐらいにしておきます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

今の点について、事務局側から何かありますか。

【山田文化遺産国際協力室長】 ぜひ今回も委員の先生方に存分に御意見をいただいて、我々、事務的に、御指摘の必要な反映作業をさせていただきたいと思います。

【佐藤部会長】 この場で委員の先生方から御意見を頂戴したものを取り込んでブラッシュアップしていくということですので、いろいろな御意見を、ただいま大変貴重な意見を頂戴しましたけれども、お願いしたいと思います。

次、いかがでしょうか。

岩本委員、お願いします。

【岩本委員】 岩本です。ありがとうございます。

3ページの「検討に当たって踏まえるべき背景」の2つ目の丸のところ、これは表から言うか裏から言うかの違いですが、「当該目標で示された17のゴールには「文化」そのものに関するゴールはないものの」という言い方をしてはどうかということと、あと、やはり私としては、ターゲットの4.7が、文化の持続可能な開発への貢献に関する教育にも触れていることを言ったほうが、後で教育のことが出てくるので、よろしいのではないかと思います。

それから、5ページ、一番下のところに、「同時に、これまで世界遺産の分野でややもすると欧州の価値観が中心になりがちと言われてきた中で」とありますが、いまだにこれを言わないといけないのかと思います。アジアの視点、日本からの視点を発信していくことは言っても良いけれども「世界遺産の分野でややもすると欧州の価値観が中心になりがちと言われてきた中で」というのが果たして要るのかどうかというのは、私は疑問に思います。

同じ丸のところ、それを受けた形で6ページに続きますが、ここは「発信することで世界文化の多様性向上に寄与する」とありますが、その前にワンステップあるわけで、世界遺産制度の発展に貢献するとともにということがあって、それから世界文化の多様性の向上につながるのかと思います。

それから、もう少し実質的な話としては、6ページの(3)の世界遺産を活かしたまちづくりのところで、ヒアリングのときによく聞いたのは、世界遺産登録というのが到達点ではなくて出発点だという点、言い換えればと、世界遺産になったら万歳万歳という風潮への警告という意味で、世界遺産に登録は、決してそれが目的ではなく、むしろ関係者、地域住民にとっての出発点であるという意識を持つべきといったことが1つ目の丸辺りに入ると良いというのが感想です。

それから、また教育のことでは、3つ目の丸で、地域社会の持続性に寄与ということは、

来訪者問題だけではないわけで、地域の住民、子供たちへの世界遺産教育を通じて地域に誇りを持たせるとともにというようなことが、この3つ目の丸に入れば良いと思います。

それと、13ページ目です。①、対応の方向性のところで、下から2つ目の丸、下から2つ目、対応の方向性では一番下の丸です。細かいことを言いますと、「本部会委員を含めた関係者」とありますが、これは、文化審議会の答申になり、本部会委員と言っても何のことか分からないのではないかと、しかも「関係者が高めあい」というのは、何を高め合うのかよく分からないため、違和感があります。ここで示したいことは、世界遺産に関与する多くの当事者が学び合う機会も醸成されるであろうというようなことを示したいのではないかと。

それから、もう一つ、「海外の状況を把握するとともに」とありますが、これは海外の状況を勉強するだけではなくて、海外の同じような課題を持つ人たちとの交流を通じというようなことを入れられるのが適切ではないかと思えます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

【佐藤部会長】 大変ありがとうございました。貴重な御意見だと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

本中委員、次をお願いします。

【本中委員】 ありがとうございます。今の伊藤委員と岩本委員の御指摘に通じる問題かもしれませんが、まず、このたびの答申案は網羅的かつ総括的であり、よくまとめられたと私も感心しております。作成にご努力いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

そのことを前提として、私もこの種の作文を行った経験があつて分かるので申し上げるのですが、網羅的であれば逆に焦点がぼけてしまうというところがあり、課題とその解決方法を列記し、国と自治体の分担まで細かに書き始めると、物すごく幅が広がってしまう。だから焦点がぼけてしまうということなのかもしれません。でも、全ての課題と解決方法が網羅されているのであれば、それはそれで十分に意義はあるのだろうとも思います。ただし、今回の答申が誰に対する発信なのか、自治体で今、世界遺産を目指し、世界遺産のいろいろな課題に直面している人たちに対して、この答申がしっかりと力になっていくということを示すことが大事なのだろうと思えます。

細かく読み込んでいくと、まだブラッシュアップの余地はあるにしても、書いてあることは大事なことばかりです。しかし、最後に、やはりパワフルでメッセージ性のあるパラグラフがどうしても要るようなと思えます。例えば、最後の「むすびに」の節では答申の手続について書かれていますが、この部分に2~3のパラグラフから成るのか簡潔で強いメッセー

ジ、誰に向かってこの答申を出し、その趣旨が何なのかということを示すことが必要なのではないかと思います。その作文は文化庁にお任せしたいと思います。

2点目には、インタープリテーションに関する課題がとても大事であると思います。前回 は言語の多様性の問題、に関する指摘がありました。それ以外にも、シリアル資産が多くなっていますので、シリアルにおいてインタープリテーションをどうやるのかということについては、論点を明示したほうが良いのではないかと。ややもすると、構成資産の価値ばかりを発信するケースが見られるのですが、世界遺産に登録されたOUVの柱が何なのか、各構成資産がOUVにどのように貢献するのかという観点から、インタープリテーションでしっかり情報提供している事例は少ないのではないかと気がしています。

また、前回、前々回の会議でも意見が出ましたが、推薦に向けての段階と登録後の段階におけるインタープリテーションは当然違ってきます。これらの2つを混同することなく、明確に区分して取り組んでいくことが重要です。登録された後には、SOUVなどに登録の根拠となるOUVの趣旨が全て含まれているわけですから、それをしっかり再確認して、インタープリテーションに反映させていくということが不可欠となります。両者の切り分けの重要性和、双方において注意すべき点とを、しっかり書き込んでいただきたいと。思います。

3点目は、少し長くなって恐縮ですが、文化庁の今後の取組として、情報交換、情報提供を行っていくということが随所に書かれています。私はその際にテーマとなる事柄が幾つかあると考えています。それは、第一に、周辺環境の改善を含めたHIAをどのように実施していくのかということ。第二に、さきほど申しましたインタープリテーションの問題があります。その中には、資産の修理の真実性や信頼性の問題、史跡における整備や復元の在り方の問題も含まれるでしょう。防災に関する問題も、その中に入るのかもしれませんが。

第三のテーマは、推薦のプロセスにおける情報提供と情報交換だと思います。大きく分けるとこの3つのテーマに基づいて、文化庁が何らかのワークショップを行うとか、ワークショップの結果をまとめて手引書のような参考指針を出すとか、そのようなことがどうしても要るのではないかと。思います。行財政上の支援とともに、専門的な見地からの支援が、おそらく自治体の人たちが文化庁に期待していることなのではないかと思うのです。「手引書は一律には出さない」という方針のようですが、これらの3つの大きなテーマに関して参考となる考え方のようなものは示されたほうが良いのではないかと、そのためのワークショップを開いていくということが文化庁には期待されているのではないかと、思います。

ただ、私も文化庁にいたから分かるのですが、人手が非常に少ないため、関係している研究機関、例えば東文研や、奈文研、場合によってはコンソーシアムや大学などの機関との連携は不可欠だと思います。しかも、そこに文化庁が主体的に関わってこれだけのことをやっ
ていくのだということを、もう少し強く発信されたほうが良いのではないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

【佐藤部会長】 大変貴重な御意見をありがとうございました。

ほかにごありませんでしょうか。

先に二神先生、お願いします。その後、藤原先生お願いします。

【二神委員】 すみません。二神です。よろしくお願いいいたします。ほかの委員の皆様がおっしゃられたように、非常に今までの議論をきちんと網羅した内容を作っていただきまして、ありがとうございました。

防災のことを中心に幾つか申し上げたいと思います。前から順番に申し上げます。まず、2ページ目について、2ページ目の下から2番目の段落で、パンデミックのことと、それから、火災のことが書いてございます。こまず、パンデミックに関しては、どのような打撃を与えているのかについてこの箇所に書いていないのが気になりました。ただ、後のほうに理由を書いてあるので、ここでは要らないかもしれません。

また、記述の順序について、火災ですとか、ここでは挙がっていませんが、地震のような災害のほうが、より一般的な災害であるように感じます。例えば、大規模で突発的な自然災害や、火災などをまず挙げて、その次に、一昨年来の新型コロナウイルス感染拡大もあるというような書き方のほうが自然であるようにも感じております。

また、11ページが一番最後です。「国際的には」という言葉で始まる段落について、確かに仙台フレームワークというのが、有形・無形の政府間委員会、世界遺産委員会でよく言及されてはおりますが、日本の取組として取り上げられているかという点、まだ決してそうではないと感じております。

以前の会合でも申し上げたかもしれませんが、我が国の災害の規模非常に大きいことが、報道などで取り上げられているせいもあるのかもしれませんが、とにかく我が国の災害対応が適切であるかどうか、諮問機関などに適切に評価をされていないと感じております。

こういった大規模災害への対応についての評価が必ずしも適切とは言えないことにも、やはり情報発信の不足が背景にあるように感じられます。あるいは界遺産を含む、国宝、重要文化財は、非常に個別性が高いこともあって取組自体が進みにくいという事情もあるか

もしれませんが、一方で情報発信進んでいないことがあるのかと思います。後ろの方には情報発信が必要であるとも書いてございますので、ここで日本の取組が高く評価をされている、で終わってしまうと、後につながりにくいと感じました。

最後に、災害とは直接関係があるわけではないですが、9ページの真ん中辺りに、保全状況の確認や6年サイクルで世界の各地域ごとにとという、定期報告のことが書いてあります。私も以前勘違いしていたのですが、個別の世界遺産の資産に関して報告するリアクティブモニタリングと、世界中で地域ごとに一度に、その国の状況全般も含めて報告するピリオディックレポーティングは（定期報告）違う枠組みなので、書き分ける必要があると思いました。例えば、富士山でこの前提出したのは、ピリオディックレポーティングではなくて、恐らくリアクティブモニタリングではと思いますので、細かいことですが、書き分けが必要であると思いました。

長くなりまして、申し訳ありません。以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、藤原委員、お願いします。

【藤原委員】 お世話になります。藤原です。

この答申は、我が国における世界文化遺産の今後の在り方ということですが、先ほど本中委員はあえてこれは自治体に対するメッセージではないか、それから、さらに情報発信が不足している、それから、全体がやや網羅的である、そういう今、褒めると同時に、やはり問題というのが指摘されているわけです。私は実はこの答申を最も強く訴えかけなければいけないのは、やはり市井の方々、国民の皆さんに対して、この答申は大きな糧となるものになる必要があると思うのです。

そのときに、実はかなりの部分が、国の内向きに対して極めて明快に、あるいは網羅的に書いてあることそのものは結構なんですけど、世界で今何が起きているのか、世界の何が問題なのかということ、私どもがこの答申を一つのきっかけとして学び取るような情報や、あるいは言葉がやはり足りないのかと私は思いました。

伊藤委員が指摘されました5ページの、先ほど(2)が2つのことが書いてあるのはもったいないという御意見でした。私もその意見に賛同すると同時に、さらに言えば、我が国の文化の発信というのは確かに必要なことです。しかし、この発信をすること、あるいは発信を通して、私たち国民が国際貢献あるいは国際感覚をもっと醸成していくということが、実は非常に重要な世界遺産、世界文化遺産の役割ではないかと思うのです。

実際、ここに丸ポツが3つ書いてありますが、この丸ポツの後半2つは、私たちの世界貢献の内容が書いてあるわけです。やはりここら辺が少しまとまりに欠けてしまっていることは書き分けて、あるいは少し再整理していく必要があると思いながら、先ほど、聞いておりました。

それから、パラグラフは、私たちに対する、何々すべきである、何々が問題である、何々が必要であるということで、非常に明快な歯切れのいい言葉が多く展開しているのですが、このパラグラフの語尾の中に、例えば、望ましいとか、あるいは心から期待しているという語尾があるということに関しては、私は賛同しません。こういうポエムで終わらせるようなことは、この答申の中でやってはいけないのではないかと思います。きちんとした私たちの次の仕事を、きちんとここから導き出すような言い回しにすべきではないかと思います。

枝葉末節になってしまいますが、2015年に行われました仙台の第3回国際防災会議、あれは2015年というのは平成27年で、間違っているところがあったと思います。

それから、もう一つ、世界遺産は作業指針というのが、私たちは作業指針という日本語で十分みんなで共有し合っていますが、それに対して文化庁は独自というか、それをかみ砕かれた参考指針というのをおつくりになられている。今回のこの素案の中では、作業指針に関してはきちんと説明があるんですけども、文化庁の参考指針というのは詳しい説明がないので、これをお読みになられた方が、自治体の方でしたら、十分お分かりになると思いますが、国民の方がお読みになったときに、参考指針というのはいどこにあるのか、一体何なのかみたいなことになってしまうとやや危惧いたします。

大なり小なりいろいろ気になることはありますが、やはり少し内向きというか、世界で何が起きているかということ、私たち国民が一緒になって考えていくためのきっかけになるような答申になっていくと良いということ、を改めて思いました。

以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。あと後半の議論もありますので…。それでは、小浦委員、まずお願いいたします。

【小浦委員】 小浦です。皆さん御指摘のように、非常に網羅的にまとめていただきまして、ありがとうございます。

先ほど来出ていますように、言ったことは何でも全部入っている感じはするんですが、その中の何が重要か、ポイントがわかる表現が必要ではないかと。今、丸ポツが全部同じレ

ベルで並んでいるので、それぞれの項目で、一番最初に明確なメッセージがあって、丸ポツがあるとか、整理する方向もあると思いました。同じような調子で並んでしまって、少し探さないと分からなくなってしまうようなところがありました。

内容的なところで確認ですが、2の世界文化遺産の持続可能な保存・活用という中で、1番目に国際的な話があって、次に国内で顕在化する課題というのがある、3番目で今後の在り方というのがありますが、その1番目が対応の方向性で、あと国とかそれぞれの主体の対応があります。ただ国内で顕在化する課題に対する対応の方向性というのは、多分、13ページのところに書かれていると思うのですが、少し課題と対応の関係性が分かりにくい。もうちょっと明快であっていいのかという気がしました。繰り返し出てくるようなところも多いので、そういうのも少し整理が要るかなというのが全体の印象です。

私自身、この部会でいつも言っていた緩衝地帯のことが非常に大きく、9ページの世界遺産一覧表に記載された文化遺産の周辺の環境というところでまとめられていますが、資産を中心にした保護の概念における緩衝地帯となっています。それでよいのですが、地域にとっては資産があることが一つのアイデンティティーであり、誇りになると思いますし、緩衝地帯にあっても、その価値が自分の住んでいる環境とどうつながっていくのかということが、この世界遺産の登録の時点でも議論されるべきではないかと思います。登録すべきものだけを何とか載せようみたいな議論ではなくて、それが地域にとってどういう意味があって、それが地域のコミュニティや環境にとってどういう相互作用があるのかを理解することで、バッファゾーンにおいて守ること、あるいは何かが起こったときに考えなくてはならないこととの関わりについて、最初の登録のための技術的・学術的検討と併せて、地域の検討としてあっても良いのかと思いました。11ページのところに、「重要なことは」というところでまとめられている、2つ目のポチのところに、「周囲の環境そのものに積極的な意義づけを行い、遺産が所在する地域そのものが暮らしやすくなるような統合的な空間計画を描くこと」という、これがすごく大事なことだと思います。恐らくこれに基づいてHIAも評価し、地域にとってその意味が分かるようになって、地域の人にとっても、何をすべきで、何をしてはいけないのかということも分かるようになると思います。何かこの辺り、もう少しそういう関係性が分かりやすくなるような組立てがあると、地域が主体的にすること、その後の取り組みについても、伝わりやすくなるのかなと思いました。

すみません。うまく説明できなくて、申し訳ありません。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、黒田委員、お願いいたします。

【黒田委員】 大きく3つと、すごく細かいことが1個あります。まず、全体については藤原委員やほかの委員の方に賛成で、誰に向かって出しているものなのかということです。もう少し自治体や国だけではなく、関係している人、私たち自身もそうですが、私たちが何をすれば良いのかというのが分かりやすくなると、この充実した内容が伝わると良いと思います。

特に「World Heritage for Kids」というユネスコのでは、最後に私たち一人一人がどういうアクションができるのかを書いていて、自分ごとになるところで終わっています。そういう工夫もあると分かりやすくなると思いました。

2つ目は、先ほどの小浦委員の指摘もありました、11ページの付近の緩衝地帯のところです。口頭では積極的な意味づけということの説明されていたのですが、この文章を読む限りは、コントロールとか規制のことが中心になっています。緩衝地帯の2つ目の役割である資産の保護を支える重要な機能があることが、もう少し積極的に伝わるようにすると良いと思います。緩衝地帯に住む地域の皆さんが、どういうふうの世界遺産を使って自分たちの暮らしや保護を展開していけるのかというような、規制ばかりではなくて、前向きな感じになると良いと思っています。

3つ目は、14ページのあたりで、国の対応です。視察して、シンポジウムをして、つきましては表彰しますという形少し古くさいというか、あまり魅力的ではない感じがします。それほど具体的にする必要がないかもしれませんし、あるいは、例えば、私は農水省のYouTubeのBUZZ MAFFを面白くて見ているのですが、いろいろな方法があると思うので、そこまで限定しなくても良いと思いました。

あと細かいところで恐縮ですが、11ページのところで、マル3の一番最初のポツで白川郷の火災が書いてあります。ここは世界遺産の範囲ではなく、燃えたのは小屋ですので、削除してもいいかと思いました。

以上です。よろしく申し上げます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、後半の議論に移りたいのですが、今、手が挙がりました。山田委員、お願いします。

【山田委員】 山田です。ありがとうございます。時間がないようなので、私からは短く。今回のこの文案で中心になるのは、やっぱりSDGsを背景にして、地域コミュニティにフォー

カスしている点だと思うので、その点にちょっと触れたいと思います。

12ページに定義というか、括弧書きで「地域の住民、所有者、企業、関係機関・団体」と書かれていて、地域コミュニティに地元の民間企業が含まれていることに少し関心を持ちました。地域の持続可能な発展の実現には、地元の企業の参画というのももっと求められても良いのではないかと考えています。市民とか住民とは別に、あるいはその延長線上に企業、つまり、民間資本があり、地域の持続的発展のために、これを抜きにはできないかと。

(3) の今後の在り方のところで、特にマル3の地方自治体の対応、17ページから18ページぐらいになりますが、多様な団体や活動のネットワークの構築を通じて地域コミュニティの主体的な活動を促すことが指摘されて、民間企業を含めた地域コミュニティが文化遺産の保存・活用に参画することを促進する効果が期待できると文案で明記されているので、この程度の表現でとどめておいたほうが良いかもしれないと思います。それから、来訪者の増加による経済的なプラス面だけではなくて、マイナス面もきちんと書かれています。行き過ぎた遺産の商品化というのは、文化遺産を食い潰すようなことが起こることもあります。一時的な利益だけにとどまって、地域社会の持続性に寄与しないということも当然危惧されることであります。

世界遺産、文化遺産は本来、厳格に保護すべきだという考え方が、かつてイコモスでも主流だった時代がありました。ただ、2000年頃からだったと思うのですが、持続的発展との調和ということで議論が活発になって、「持続可能な観光」というようなことをユネスコが言うようになりました。

私個人としては、積極的に民間資本を取り込むということには一定の不安を持っておりませんが、「持続的発展」と言っている限りにおいては、既に保存と調和した活用ということに舵を切っていると思います。SDGsとともに、最近、企業ではESG(Environment、Social、Governance)という概念で、社会への関係性を重視した経営が目指されています。私の専門でも何でもないので、単なる聞きかじりにすぎませんが、社会のニーズを取り組むことで、社会的価値を創造して、同時に経済的な価値を創造するという企業戦略があると聞いています。

従来的な寄附とか社会貢献、(Philanthropy)を通じて、自分の会社のイメージを向上させる活動、つまり単なる宣伝活動というようなものを超えて、企業自体が社会の問題を事業戦略と一体のものとして捉えて、社会と価値を共有しながら利益を得ようという考え方もあるようです。

これからは、文化遺産の保全や健全な活用のために活動する民間資本を取り込んでおくことも、メリットがあると思っています。

特に文化遺産に関わる多様なステークホルダーの調整を図りながら、文化遺産の管理や活用を担う地方自治体にとって、財政的なことだけではなくて、遺産の価値とか保護への啓蒙とか理解、開発行為の早期の情報把握など、手助けになることも多いと思います。いわゆるパブリック・プライベートパートナーシップ（Public-Private Partnership, PPP）というものを文化遺産の分野でも構築して運用していくことも、文化遺産が地域の持続的発展に寄与することにつながるでしょうし、何よりも自治体の負担が多少とも軽減されるのではないかと思っています。

（ここまで）議論を絞れというか、あまりいろいろなことを書き足すなという話の流れではありますが、地域コミュニティの話を中心に据えるのであるなら、こうした話題にもそろそろ触れても良いのではないかと思った次第です。

以上でございます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、鈴木淳委員、お願いします。

【鈴木委員】 すみません。時間がないので1点だけ、小さいことですが、12ページの一番上、1つ目の丸ポツ、我が国の文化遺産保護の考え方について国際的な理解促進に努めていく必要があるというので終わる文章、これは言っている内容が非常に良いのですが、ここで百舌鳥・古市についてクレームがついたということで、そういうことを挙げて、近年、見解の相違も目立つ、その後でこのギャップを埋めるためにと文章を作ると、こういう批判が起こっているのは、全て日本の文化財保護の考え方についての理解が足りないだけであるという、一方的な言い方になってしまう。もちろん趣旨としては、発信に努めていく必要があるのですが、相互理解を深めるような文言を少し入れるか、書き方を工夫されたほうが良いと思います。

以上です。

【佐藤部会長】 貴重な意見、ありがとうございます。

それでは、そろそろ次の後半のテーマに移らせていただきたいと思います。

それでは、後半は、18ページの世界遺産一覧表の充実に向けた取組という報告の中で、後ろには、途中で暫定一覧表の改定についてのことが示されております。ここについて御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

岩本委員、お願いします。

【岩本委員】 三、四点あります。19ページの上から3つ目の丸に、「世界からの干渉の可能性も踏まえ」という大変ショッキングな表現があります。これは何を言っているのかよく分からない。要すれば、世界遺産委員会や関係者との議論もあることからということにすぎないのではないか。その議論というのは、別に干渉ではないわけです。穏当な表現にしたらいかがかと思います。

それから、20ページの一番下の、ポツが幾つも並んでいる。これが「以下のような概念に関連する文化遺産」とありますが、これは概念というより、こういった観点とか、視座とか、そういった話かと思います。

それから、これは行政的な意味でのアドバイスでございます。この結びのところで、本答申は「報告するものである」とありますが、報告とすると、審議会でも報告することがあるので、非常に紛らわしい。あくまでこれは答申だから、本報告とは書かないで、本答申によりとか、検討結果を報告するものではなくて、検討結果を踏まえてその見解を答申するものであるとか、そういうふうにしたら良いかと思います。

以上です。

【佐藤部会長】 大事な御指摘ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

本中委員、お願いします。

【本中委員】 ありがとうございます。持続可能性についてこだわって大変恐縮なんです。18ページの——これ、大体こういう報告書案の議論を行う際に、私も何度か失敗してきたのですが、パラグラフの冒頭に「○」を付すと、議論の際に対象箇所を明示しにくくなるので、パラグラフごとにダッシュを用いて番号を付けていただくと、例えば「3-1」とか「3-2」というように表示していただくと議論が進めやすくなるのではないかと思います。それはそれとして、素案の18ページの3番の2つ目の「○」ですが、「持続可能性」について全く触れていないのは不十分ではないかと思います。前回の会議でも暫定一覧表に向けての資産の追加のことで申し上げたのですが、「これらの文化遺産の多様性は」という書き出しで始まるパラグラフの一番最後に、「それらは人類の社会や環境の持続可能性に寄与してきたものだと言ってよい」との文章を付け加えていただきたいということ。さらに18ページの最後のパラグラフの最終行ですが、「今後とも、世界遺産一覧表の多様性の拡充及び人類・社会・環境の持続可能性に貢献できる余地がある」と変更していただきたいということです。

また、19ページの①の推薦すべき資産の2つ目の「○」ですが、この4行目の冒頭には「一覧表の多様性」としか書かれていませんが、ここにも「持続可能性」について触れていただきたいと思います。

少し気になったのは、20ページから21ページにかけての黒丸で示されている「概念」というか、「分野」または「観点」についてです。その候補が挙げられていますが、そのうちの「地域社会との密接な関わり」少し分かりにくいのではないかというふうに思います。また、20ページの一番最後から21ページの冒頭にかけては、この項目にだけ「価値」という用語が入っているのでバランスが悪いように見えます。もう少し練っていただければと思います。

以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

今の最後の20ページの例示として一応5つ挙げてあることについても、御意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。ほかにかがでしょうか。

藤原委員、お願いします。

【藤原委員】 これはかなり根幹に関わることなのかもしれないですが、今回の4つの諮問事項のうち3つは、先ほどいろいろ論議をさせていただきました4番目の暫定一覧表見直しについては、まだ今後も検討していくということになっているかのように書き示してある。これは私どものこの議論の中で、みんなで合意してきたことだと考えてよろしいのでしょうか。私自身がうかつにしていたかもしれないものですから、確認です。よろしく願いいたします。

【佐藤部会長】 これまで議論してきたものを踏まえて、今回説明していただいたのは、今年度中に出す第一次の答申の、私たちの部会が基になって文化審議会が出す答申に相当する内容を今議論していると思っております。今後の、来年度以降のことについても、事務局から説明していただきます。

【山田文化遺産国際協力室長】 ありがとうございます。これまでの先生方の議論を拝聴いたしておりまして、暫定一覧表の充実ということについては、良いものがあつたらしようかというのが、これまでの御議論だったと理解をしております。その前提に立ちまして、実際に暫定一覧表をどうするかという話は、これはなかなか公開の場ではできないので、一度今年度内に、良いものがあつたら増やそうかという第一次答申をおまとめいただいて、その後、クローズな場で先生方に御議論いただいてはどうかということを考えておりまして、そう書いたつもりです。

【佐藤部会長】 藤原委員、いかがでしょうか。

【藤原委員】 ありがとうございます。御丁寧な説明と思います。前回は実は議論の中で、私、かなり手厳しいことを言ってしまったということもあって、そのことも踏まえてのことと思ったのですが、私、もう一回繰り返しておきますと、実はせっかくこの文化審議会の世界文化遺産部会があるのならば、文化庁の行政の方々に責任を負わせる形ではなくて、この部会が責任を負う形で、暫定一覧表の中で、もうそろそろこれは御努力の今後をやはり再検討する必要があるのではないのでしょうかみたいなことを言う責任を負うべきではないかということまで言ったものですから、そんなことも含めた今後の検討が重ねて進めていただけるのならば、大変ありがたいと思いました。ありがとうございます。

【佐藤部会長】 暫定一覧表の扱いの、今はどうこれから扱っていくかという方針でありまして、具体的なことは新年度からということだと私は理解しておりました。それでよろしいですね。

【山田文化遺産国際協力室長】 そうです。多分、藤原委員が意識していらっしゃるのは、22ページの真ん中ほどにある、暫定一覧表からの削除についてのことなのかと思います。それも含めて来年度御議論いただいて、ただ、外向きにも、どうして削除をどうするのかというのが分からないと、御不安になられる場合もあろうかと思ひまして、簡単な手続を書いた上で、ただ、これは推薦にするにしろ、削除にするにしろ、暫定一覧表をいじるにしろ、全て我々はこの部会にお諮りをして、決定に基づいて進めたいと考えております。

【佐藤部会長】 それでは、ほかに。すみません。佐々木委員、手が挙がっておられた。失礼しました。

【佐々木委員】 佐々木でございます。まず、前半というか、全体についてのところで申し上げるべきことですが、たくさん意見があったので発言が遅れました。すごく網羅的で、どこが中心かというようなこととか、メッセージ性というところについては同感でしたが、私はここに取りあえず多く入れておいて、問題は、これを次にどのようにしていくかというロードマップを描くことなんだろうと思っていました。例えば、中学生が分かる10ページ程度のブックレットを本当に真剣に考えて作るというプロジェクトが走るとか、あるいは、地方自治体の世界遺産に関わるいろいろなことを支援する専門家派遣や行政的なサポートの体制をいついつまでにつくるとか、何かそういう政策とかプロジェクトが次に出てくるのではないかと思っていたので、そのためにも項目は多く入れておくと考えればこれはこれで良いのかと思っていたりしました。逆に言うと、今申し上げたような例えば2つのことが、

実際、本当に動き出せると良いと考えています。

また、それと全く関係ないわけではないですが、後半のところでは申し上げると、21ページの暫定一覧表の改定手続というところの2つ目の丸ポツに「意識調査を行うことについては検討が期待される」というのがございまして、この意識調査も、何となく地方自治体の文化財担当の方にアンケートを送るみたいなことを思っているのか、あるいは逆に自治体から地域の皆さんがどう考えているかという住民の意識調査というようなものを行っていくのかという、意識調査の在り方によって随分この意味合いとかが変わってきたりすると思ったのですが、ここでの意識調査というのは、どんな感じのことを想定されて書かれているのか、もしあれば伺いたいと思いました。

以上です。

【佐藤部会長】 これは、お願いします。

【山田文化遺産国際協力室長】 その具体的な内容につきましても、また来年度、改めて先生方にお諮りをしてから決めるべきものかと思っております。今、少なくとも私がイメージしているのは、いろいろな自治体の方を中心に、国民の方一般に広げるやり方もあるかもしれません。日本で世界遺産というのはいくつかあるんだよということをまず御説明をいろいろな方にした上で、そういうことを前提にして、どういった日本の特性を世界遺産として打ち出していく。国際的に発信したり、日本として守っていったりというのは、どういう時代だったり、分野だったりということがありますかとか、そういう質問や、意識調査ですので、自由記述欄もあるかもしれません。今回、公募はやりませんという一応案を書かせていただいているので、公募にはならない形で、自由記述欄に、おらが村のこれがというのが出てくることは止められないかもしれませんが、そういったもの、必ずしも別に具体の構成資産を挙げなさいというものではない、世界遺産の意義の周知と、これから日本が大事にするべきもの、海外に発信するべきものというのは何でしょうかというようなことが聞えたら良いかと思っております。

【佐藤部会長】 よろしいでしょうか。世界遺産の今後の在り方を、前向きに考えていただく機会になればと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

【大森委員】 どうも大森です。後半については質問が2点あります。私も先ほど皆さんの意見に圧倒されて言いそびれておりましたが、前半の部分で、来訪者管理の、特にオーバ

ーツリズム、今はコロナで観光客があまり来ていない時期になっていますが、やはりオーバーツーリズムをどうコントロールするかについては、しっかりと考えておく必要があると思います。その対策というか、それについてはあまり今後の在り方に述べられていないので、オーバーツーリズムに対する管理をきちんとやるというようなことも一応書いておいたほうが良いのではないかと。あまり書き過ぎるというお話もありましたが、やはり観光戦略というのをきっちり書いていただきたいと思いました。

それから、後半について2点質問があります。これは今後の検討ということでしたけれども、21ページの下から3つ目の丸の最後のほうで、「暫定一覧表の改定を行うものとする。その際には、審査の基準を別途定めることとする」と書かれているが、この審査の基準というのも、今後の話し合いによって、例えばいろいろ変更するものでしょうか。それとも、今までの基準を用いてこれはやっていくということでしょうかというのが1点です。

それから、2点目は、22ページの丸の2つ目、今後、暫定一覧表の改定について、「期限及び周期を設けることはせず、随時必要な条件がそろった際に行うことが適当である」というのは、これも今後、どう具体的にしていくかというのは話し合われることだと思いますが、随時というのがどういうイメージを今持たれて書かれているのかということについて、説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【佐藤部会長】 お願いします。

【山田文化遺産国際協力室長】 1点目、21ページの基準については、今回の在り方を踏まえて、来年度の早い時期に先生方に一度、どうするかを、もちろん変えることが前提になると思いますが、御議論いただく必要があると思っています。

2点目、随時というのは、これはイメージですけれども、手続でここで書かせていただいておりますが、来年度、先生方にある程度の資産を並べていただいて、これは暫定に追加しようか、ここは課題があるとかいう議論をしていただきます。それで、1件か複数件かわかりませんが、該当するものがあれば、暫定リストに追加をしましょうというお話をさせていただき、さらにそれに至らなかったものについても、この課題が、これがあるということをも明らかにしていただいて、そのリスト、候補者リストも公表をするということを案として書いています。

その候補者リストにあるところの課題が、何年かたってみて、こことここは結構課題が解決されてきたという状況になれば、改めて先生方に、今年はこことここが改善された。ぜひもう一度議論して、暫定に追加するかどうかを御議論くださいとあって、暫定に追加するか

どうかをこの場でお決めいただく。今年はそもそも候補もないとか、準備ができたところもないということであれば、今年は暫定の追加の議論は必要ないということを経年、こちらからお示しをして、御意見を頂戴する。この部会で結論をいただくということをイメージしています。

【大森委員】 そうしますと、新規に、今まで全然公募にもなっていなかったものの推薦も随時受け付けるということによろしいでしょうか。

【山田文化遺産国際協力室長】 はい。まずは暫定の追加について、この委員の方の御意見ですとか、意識調査の結果、こういう分野のこういう時代のものが良いということが出てくれば、ぜひこの場で御議論をいただきたいと思っております。

【大森委員】 ありがとうございます。

【佐藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】 ありがとうございます。時間もあまりありませんので、短くお話しします。

20ページの具体的な事例として、黒ポツの5つが挙げられています。これが多分、一番この答申で見られるところだと思います。これがあまり構造的でなくて、自然と文化というものの共存、これは良いと思います。自然災害はこの中に入るのかもしれませんが。それから、有形・無形、これは良いです。

問題は4つ目と5つ目でして、地域社会との密接な関わり、これは、先ほど本中委員も御指摘されましたが、はっきりしないところがあります。どういうことなのか。

それから、現代社会といったときに、現代という時代は、歴史学で、例えば、西洋史だと第一次世界大戦後、日本史だと戦後、第二次世界大戦後という一般的な理解がありますが、建築の分野でいうと、モダニズム建築、DOCOMOMO JAPANがやっているようなものが候補に挙がってくるイメージもありますが、現代社会という言葉、これはまだそれほどはっきりと定着した時代区分ではないので、その辺も気になるところは気になるので、この5つの丸ポツ、これも考えたほうがいいかもしれません。それだけです。どうも失礼しました。

【佐藤部会長】 伊藤委員が、こういうのはどうかという御案はありませんでしょうか。

【伊藤委員】 僕ですか。僕は、実はユネスコ世界遺産の初期の頃に登録された遺産があります。あれはあのまま済んでいるという感じがあって、実はそれをもう一度アップデートして、別の観点からもう少し総合的に捉えるような方法はないか。暫定一覧に出るとそれで終わりではなくて、スタートなんだと言いながらも、そのまま放置されている感じがあるの

が気になっていまして、そういうものはこの中には入らないのかという。価値のアップデートということ。そういうことは思います。ひとまずこれで結構です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

今の問題も含めて、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、気になったのが、2つ目の自然災害に対する対応で、1番目と2番目が自然、自然となっていて、たくさんありますが、私は人為的な災害もあると思って、自然災害だけでなくも良いのかなと少し思いました。

あるいは、国際的な交流だとか、多文化共生みたいな現代の課題、これは最後の5番目に関わるのかもしれませんが、そういったような視点もあっても良いかと思いました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

松田委員、いかがでしょうか。

【松田部会長代理】 御意見申し上げます。18ページの3ポツの1つ目の丸のところ。2行目ですが、「古くから受け継がれてきた木造の寺社や天守閣を中心としつつも」とあるところで、確かに日本の世界遺産というと、寺社や天守閣と思うのですが、あえて中心と言わないほうがよいかと思いました。「中心としつつも」、この文は取ってもよいというのが1点目です。

それと、もう一点だけ、3番目の白丸のところ。2行目の後半部分なんですが、「人々による継承や文化財保護制度により守り受け継がれてきた」とあるのは、恐らく法的、また、民間のやり方で受け継がれてきたということだと思えます。人々による継承はあまりにも漠然としていて、考えようによっては保護制度も入ると思えます。例えば、これを「伝統・慣習や」などに変えても良いと思いました。

以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

ほかにごございませんでしょうか。

小浦委員、お願いします。

【小浦委員】

最後のところですが、来年度もう一度具体的なことを検討するというときに、今、何を書いておくかというところを精査しておくことかと思いました。

それから、来年度検討する論点として見ると、さっきの20ページの5つの点は、ここに列挙して書かなくても良いのかなと思いました。むしろ先ほど本中さんが指摘されていたよ

うな、多様性と持続可能性といった観点から、これまでの登録も見直し、再評価し、今後そういう観点から自然などの分野における候補を考えていくみたいなの、文章としての書き方も良いのかと思いましたがというのが1点目。

21ページの下から3つ目の丸、「本部会においては」というところですが、これを読むと、「候補となりうる資産を一定数に特定する必要がある」と書いてある。この考え方がどういうことなのかというのがよく分からなかったのと、先ほど来出ていますように、今の段階では、随時受け付けるとか、随時検討するとかということが具体的に分からなくて——何か決まっているのでしょうか。さっき大森先生が聞かれたところでもあります、そういう議論はあったらどうかというところがあって、どういう整理でここに至ったのか、もう一回教えていただけたらと思います。

以上、2点です。

【佐藤部会長】 私の理解でいくと、20ページの5つの黒ポツは、前はもう少し具体的な形での表現が並んでいて、先生方の御意見をいただいていた、その中にはいろいろな意見があった中で、やはりあまり生々しいのはよくないというようなお話があり、それが今日の形になっていると、私は個人的に理解しておりました。

それから、今後の手続についても、今までの議論を踏まえて書いていただいていると思いましたが、ただ、一定数に特定するという表現は、絞るぐらいのほうが良いのかもしれない。これについては事務局から、両方の点についてお願いします。

【山田文化遺産国際協力室長】 ありがとうございます。前は例示という形でお示しをいたしましたのを、前回の意見では、ポイントが分かったほうが良いのではないかと、生々しいのでやめたほうが良いという御意見両方あったと承知しており、今回は、先ほどの御意見でいうと、観点、視座というようなものを抽象的な形で書かさせていただくという形で案をお示しさせていただいたところです。

21ページは、一定数に特定するというのは、そういう地方自治体に、この審査に当たっての資料の提供を依頼するに当たって、全ての有形文化財、不動産の文化財について資料を出させるというわけにはいかないの、一定数ここで絞って、その絞ったところから自治体の意見を聞くということを書いたつもりです。表現が不十分だったことをおわび申し上げます。

【小浦委員】 分かりました。つまり、これは部会で候補になり得るものを一定数検討するという理解で良いですか。

【山田文化遺産国際協力室長】 はい。準備が整っている可能性があると思われるものがあれば、一定数のものに対して自治体に意見を聞くということ、全くどこにも対象候補がないのであればゼロかもしれませんが、そういうことかと思っています。

【小浦委員】 この部会側からむしろ自治体に対して、検討の俎上にのりますよということを伝えるという、そういう手続を想定しているというイメージで良いですか。

【山田文化遺産国際協力室長】 はい。そのとおりです。

【小浦委員】 分かりました。

【佐藤部会長】 先ほどの5つの黒ポツの観点については、前回いろいろな御意見があったのを受け止めて、こういう形に、これぐらいに絞って提示したほうが理解してもらえらるうということだったと思います。これについては、ほかには御意見ございませんでしょうか。先ほどおおむねこれで良いという御意見もあったように思います。また、今、これでも具体的過ぎるとい御意見もあったような気がします。

【小浦委員】 すみません。具体的過ぎるといよりも、分かりにくいと思えました。分かりにくい内容で項目だしするよりは、その意図を文章で書いたほうが良いと思ったため、意見したところです。すみません。

【佐藤部会長】 いかがでしょうか。ほかの委員……。

二神委員、お願いします。

【二神委員】 すみません。二神です。先ほど別の先生もおっしゃっていましたが、地域社会との密接な関わりという文言は、この文章全体の中で、地域コミュニティとの関わりが重要であると言っているのと重複するようです。全ての推薦資産は地域コミュニティの関わりが密接であるということで、区別がつきにくいと感じます。そのため、この部分が意味するところが私はあまりよく理解をできていないので、どういったことを想定しているかが分かると、記載するにしても言い換えができるという気がしました。

すみません。以上です。

【佐藤部会長】 この点についてはいかがでしょうか。

【山田文化遺産国際協力室長】 具体の資産については。岩本委員が手を挙げて。

【佐藤部会長】 岩本委員、どうぞ。

【岩本委員】 すみません。私が前回言ったのは、例えば、百舌鳥・古市において、地域住民が百舌鳥・古市の近くの神社などに参加する、あるいは古墳群の維持に参画しているというような、あとは、長崎・天草の教会群が全然違う意味で人々の生活と結びついていると

ということから言いました。確かにこういうパラフレーズでしていたりすると、二神委員がおっしゃったように、それは有形の文化遺産全てについて言えることと言われると、確かにそうですね。

私の今の考え方だと、地域住民との密接な結びつきとか、そんなことしか言えないのですが。それでもかなりユニバーサルな概念ではあるので、そこは皆さんのお知恵をお借りしたいところです。

【佐藤部会長】 大森委員、お願いします。

【大森委員】 私は、地域社会での密接な関わりというのは、地域独特の文化との密接な関わりと解釈していました。そのため地域文化との密接な関わり、あるいは地域文化と社会との密接な関わりとか、何かそういうイメージと思っていましたが、解釈違いますでしょうか。

【佐藤部会長】 本中委員、お願いします。

【本中委員】 もう時間がないので、発言しようか迷っていたんですけど、「地域社会」というのは、確かに「地域コミュニティ」というか、「地域文化を担っている社会」という意味でいうと、今おっしゃったようなことだと思います。「地域」という用語にも二通りの意味があり、ひとつはアジア地域の全体を含む「世界の中での地域」という意味と、「日本国内の細かな地域社会」という意味とが、両方ともこの報告書の中で使われています。その点から言っても分かりにくい、という印象を持っています。

岩本委員がおっしゃったことも、大森委員がおっしゃったことも、これはある意味、どの文化遺産の候補に対しても必要なことという気もします。果たして「地域社会との関わり」だけに注目して候補を選び出せるのだろうか、という気も一方ではしています。

以上です。

【佐藤部会長】 この5つの例示は、説明するときに、何もなしで提示した場合よりは、もう少しイメージが、この答申を聞いてくださった方たちに与えられるのではないかと思います。なので、前回はかなりもう少し詳しく書いてあったのを、まとめた形にはなっております。これが例えば1つだけで良いということではなくて、複合しても良い、あるいは複合したほうが良い場合も私はあるかとは思っています。ただ、御意見の中に、もしないほうが良いということだと、その先は考えられなくなってしまうということになってしまいますが、その点はいかがでしょう。

二神委員、お願いします。

【二神委員】 すみません。何度も申し訳ありません。二神です。先ほど小浦委員がおっしゃったように、文章の中に、例えばこういうものがあるというような書き方のほうが、かえって分かりにくくならない。そうすれば分類をあえてする必要もなくなりますし、例えば、最初のほうも、災害対応だとか、有形・無形の結びつきだとかというようなことは、この答申の中にも入っていた内容なので、それが例示されることというのはそれほど違和感がないようにも思いますが、こうやって箇条書で書いてあることでかえって、例えば、これに無理やり当てはめようみたいなことが出てくるのが、多分皆さん、私も含めて心配ということがあると思います。文章にして、その中にこういう文言が入っているというのではいかがかと思えます。

以上です。

【佐藤部会長】 中黒のポツになっているのが、かなり誤解を招くということですね。これ、文章の中に「あえて例示をするならば」と書いてあって、これが全てであるとかいうつもりは全くない文章だと私は理解しておりました。これはあえて例を挙げたらこういうようなものがあるよという文章で、これが枠組みになっているとか、そういう意味は全くないと、個人的には理解しておりましたが、今、委員の皆様方からいろいろな御意見がありましたので、こういう中黒で例えば5つだけあえて例示するということはずに、文章の中にこういうようなものもありますよというような形にしておいたほうが良いのかと、私も今の御意見を伺って思いました。

本中委員、お願いします。

【本中委員】 何度もすみません。今の二神さんや大森さんの意見に賛成であり、委員長のとめにも賛同します。私は、文案のように黒ポツを挙げて例示するのではなく、一つの記事の中にまとめてしまう方法が良いのではないかと思います。最後の「現代社会における新たな価値」については、「現代という新しい時代も視野に入れつつ」というようなフレーズを入れて、「例えば、自然災害、自然尊重、有形・無形の結びつきという点が候補の概念(観点)として考えられる」ぐらいにまとめてはいかがかと思えます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、今、先生方の御意見を基にして、文章の中に入れていって、本中委員の御意見では、5番目のはあえて書かずに、前文として新しい時代を視野に入れつつというような文章で表現したほうが良いという御意見です。

承知しました。それでは、そういう方向で検討させていただいて、後でまたもう一度この

案を作って、委員の皆様方にも御意見いただいた上でまとめていくということになると思っています。

それでは、ほぼ時間が過ぎてしまっていますが、これで本日のこの議論を終えたいと思います。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

【山田文化遺産国際協力室長】 大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。また、部会長が方向性をお示しいただきましたので、我々で、本日いただきました意見を参考にし、メッセージ性も込めながら案を作成させていただき、できれば文書で、今日お集まりの方をはじめとした委員の先生方全てに、もう一度なるべく近いうちに御照会を申し上げ、それについて反映をした上で、さらに部会長と部会長代理にも御確認をいただいて、政府の手続で、これ自体が規制の強化なわけではないんですが、意見募集、パブコメに近いようなものも実施をさせていただいて、またその結果を踏まえ、改めて先生方に御意見を頂戴する機会を3月の末に設けまして、まとめていただくという方向で検討させていただければと存じます。

また、次回の部会については、事務局より改めて御連絡を申し上げます。ありがとうございました。

「我が国における世界文化遺産の今後の在り方(第一次答申)素案」

に関する意見募集の結果について

「我が国における世界文化遺産の今後の在り方(第一次答申)素案」について、国民の皆様にご意見を募集を行いました。主な意見は別紙のとおりです。頂いた御意見につきましては、一部答申案に反映するとともに、その他のものについても今後の施策の検討や推進の参考にさせていただきます。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回の御意見をお寄せいただきました多くの方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見募集の概要

- (1) 期間 令和3年2月19日(金)～令和3年3月18日(木)
- (2) 告知方法 文化庁ホームページ, e-GOV 等
- (3) 意見受付方法 文化庁ホームページ, e-GOV 等に掲載

2. 意見の提出状況

意見総数：48件

<参考> 項目ごとの意見の内訳

答申案 該当箇所	意見数
はじめに	2
第1章 世界遺産一覧表への記載の意義	
(1) 保存	2
(2) 価値	1
(3) 活用	3
第2章 世界文化遺産の持続的な保存・活用等	
1. 国際的な現状と課題	
(1) 保存	2
(2) 価値	
(3) 活用	
2. 我が国において顕在化している課題	
(1) 保存	4
(2) 価値	1

(3) 活用	1
3 . 今後の在り方	
(1) 保存	1 6
(2) 価値	2
(3) 活用	5
第 3 章 世界遺産一覧表の充実に向けた取組	
1 . 推薦すべき資産	
2 . 暫定一覧表の改定手続	2
むすびに	
その他意見	7

「我が国における世界文化遺産の今後の在り方(第一次答申)素案」
に関する主な意見の概要

本概要は、寄せられた意見に基づいて、事務局の責任において作成したものである。

はじめに

地域コミュニティに焦点を当てることとしたことについての論理的な説明がない。地域コミュニティの観点は、世界文化遺産の適切な保存、活用に関する制度や運用など様々な観点の課題の一つに過ぎない。環境保全等に関わる制度の改善が最も重要な課題。

文化遺産の保護手法について、世界と「共有」を図ってきたとの表現が分かりにくい。文化財保護法によって世界に先駆けて包括的な保護に努めてきたこと、木造建造物の材料や技術の継承の考え方等、世界遺産制度の発展に寄与してきたことについて述べるべき。

第1章 世界遺産一覧表への記載の意義

(1) 保存

遺産の顕著な普遍的価値(OUV)を保護し、維持といった緩衝地帯本来の目的を明示する必要がある。世界遺産を生かしたまちづくりは派生的な効果である。

(2) 価値

外交問題に発展する事案について、省庁横断的な体制を構築すべき。

(3) 活用

来訪者の増加や地域経済の活性化、新たな雇用の創出、人口の獲得等を目的として文化財の保護を手段とする政策が必要であるという論理は、本末転倒。人々が文化遺産を誇りに思い、伝統を大切に、未来へ継承するため保存していくことを文化遺産の価値を享受しながら学び、理解していくことが重要。

- 世界遺産について、観光の目玉作りのように揶揄されることが多いが、SDGs への貢献を含め幅広い効果を期待している。これから登録を目指す自治体は、なぜ世界遺産を目指すのか、世界遺産を素材としてどのように地域をマネジメントするのかを(登録する前に)考えるきっかけにしてほしいと思った。

第2章 世界文化遺産の持続的な保存・活用等

1. 国際的な現状と課題

(1) 保存

遺産影響評価(HIA)は、開発圧力の高い都市のみならず、すべての世界遺産に対して求められていることを明示する必要がある。

2. 我が国において顕在化している課題

(1) 保存

サイトマネージャーの重要性に言及してもらえたことは、大変ありがたいと思う。横断的に遺産に関与するサイトマネージャーの配置・継続的な育成等が不可欠であることを強調して欲しい。

HIAの必要性について法的根拠が不明確であり、文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みの検討を早急に開始し、必要な法改正等の措置を具体的に提示し、実現を図ることが急務。世界遺産に登録されていない史跡等の文化財についても、周辺環境を含めた広域的環境保全を行うことが必要。

(2) 価値

世界遺産一覧表記載後に新たな価値の発見が発見された場合、それを踏まえた資産の拡張を行うべきではないか。

(3) 活用

地域の発展と資産の保存管理の相互発展的な推進など、ポストコロナに向け地域資源を活かした戦略的な世界文化遺産の保存・活用等の在り方を提案して欲しい。

3. 今後の在り方

(1) 保存

サイトマネージャー育成に関して、国が支援して欲しい。

答申後には環境保全について、方向性や手順などを地方公共団体と協議して具現化して欲しい。

事業者のお手盛りになってしまう傾向がある HIA について、公正中立な在り方の確立を望む。

緩衝地帯が狭い事例が見受けられるが、資産の特性に応じた緩衝地帯の設定の在り方が確立されるべき。

専門委員会や協議会の設置など、自治体における具体的方策に実効性をもたせるための世界遺産に関する法整備をしてはどうか。

(2) 価値

「海路」が重要な意味を持つ遺産において、大規模な洋上風力発電が計画されている事例あり、懸念される。

国において、個別の世界遺産の世界遺産の普遍的価値の研究とその発信を行うべきであり、国による国際交流の成果が地方自治体に還元されるべき。

(3) 活用

地域コミュニティの主体的な保護活動に対して国の支援が必要。

第3章 世界遺産一覧表の充実に向けた取組

2. 暫定一覧表の改定手続

- 観光活用や地域のシンボルとして保護顕彰するのであれば、国内制度でも効果が達成できると思われるし、世界遺産登録には今後さらに時間と手間が予見される。世界遺産を目指す自治体にはよく考えて推薦してほしいし、国には、推薦前に意思確認をしっかりとって推薦してほしい。

また、暫定一覧表記載資産の削除にも言及されているが、前向きな提案となるような表現にしてはどうか。

シリアル資産の世界遺産一覧表への記載を目指す場合に、国、自治体間の役割について明確にするべき。

その他意見

表現の平仄や体裁に関する御意見。

文言のニュアンス等に関する御意見。

日本は文化支出規模が諸外国に比べて少ないため、世界文化遺産に係る地方への支援の充実させて欲しい。

- 第1章・第2章の構成として保存・価値・活用と並べているが、文化財の保存と活用と価値は別次元のものであり、別に論ずるのがよいのではないか。

世界遺産以外の文化遺産とのつながりにも言及すべき。

文化財所有者や地域住民の役割を明示すべき。

世界的に登録数が増加することにより世界遺産の価値が相対的に低減されている。類似のコンセプトにより登録された文化遺産の統合整理が必要。

地域活性化の足かせや外国人観光客等の訪問により、地域の環境に影響がないようにしてほしい。

個別の遺跡等に関する御提案。

以上

1. 世界遺産一覧表記載の意義

遺産の将来世代への継承【保存】

- ・文化遺産保護のための多様な関係者が参画する包括的体制が構築される
- ・周囲の環境の保全が世界遺産を中心とした豊かな地域の形成につながる
- ・国際的な議論を踏まえた保護の取組が我が国の文化遺産保護の参照事例となる

世界的な観点からの価値の発見・深化・発信【価値】

- ・推薦に向けた取組の中で新たな価値が発見される
- ・記載後の調査継続により価値が深化する
- ・価値や保護の取組を世界に発信することにより文化の多様性増進に寄与する

世界文化遺産を活かしたまちづくりによる持続可能な社会の実現【活用】

- ・地域的のみならず世界的に普遍的価値を有する世界文化遺産の保護に向けて、地域コミュニティが一体となり取組むことで地域アイデンティティが醸成される
- ・来訪者戦略により持続的で望ましい来訪の在り方を実現できる
- ・新たな雇用の創出や交流・定住人口の獲得等により地域社会の課題解決に資する

2. 持続的な保存・活用の在り方

世界遺産一覧表記載後も、地方自治体を中心となって地域コミュニティとともに持続的な保存・活用を進める必要であるとの観点から、地方自治体及び国による具体的な方策を提示する

【地方自治体】

- ・部局・自治体の垣根を越えた体制及び予算の構築・維持・発展
- ・周囲の環境の積極的な意味づけと保全・形成の在り方の追求
- ・地域コミュニティの参画促進と適切な来訪者管理等を通じた魅力的なまちづくり

【国】

- ・サイトマネージャーの育成等、地域コミュニティや地方自治体の取組支援
- ・事例や最新情報を共有する機会の設定
- ・各遺産の情報についてSNS等を通じた発信
- ・他省庁との連携

3. 世界遺産一覧表における文化遺産の充実

第一次答申を踏まえ、暫定一覧表の見直しについて以下のような観点から検討する

- ・国際的にも価値が高い資産
- ・持続可能な保存・活用が見込まれる資産
- ・地域とのかかわりが深い資産で、現代という新たな時代も視野に入れつつ、自然との共生や災害に対する対応、無形の文化遺産との結びつきなどの観点から高く評価できる文化遺産なども、新たな候補となりうる

暫定一覧表改定にあたり、学術的価値に基づき検討する必要性や自治体を越えた資産の存在に鑑み、公募は行わない

国際的な価値の高さや地方自治体における持続的な体制の有無等を総合的に勘案し、文化審議会が暫定一覧表に追加する案件を検討

暫定一覧表に記載された資産は、国の支援の下、自治体が主体的に推薦書を準備自治体に意思確認の上、一定期間活動していない暫定一覧表記載資産の削除も検討。

我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）案

令和3年3月30日
文化審議会

5

はじめに

本答申は、世界文化遺産に係る今日的な課題について包括的に論じ、今後の対応の方向性を示したものである。

本答申においては、

10

- 一、地域コミュニティと共に持続可能な世界文化遺産の適切な保存・活用を実現すること
- 二、世界遺産一覧表の多様性の増進に貢献するため適切な資産の推薦を推進すること

により、社会の持続可能な発展に寄与することを、全文を通じて強調したい。

15

1. なぜ今「在り方」の検討が必要か

20

世界遺産条約は、アブシンベル神殿を含むヌビア遺跡群をアスワン・ハイ・ダムの建設から守る移築事業を契機に、文化遺産及び自然遺産を人類全体の遺産として保護するための協力及び援助の体制を確立することを目的として、1972年（昭和47年）のユネスコ総会において採択された。1975年（昭和50年）に発効して以来、167か国の1,121件が世界遺産に登録され、国際社会が協力して人類共通の遺産を守る体制を築くとともに、世界の多様な文化や自然環境の認知向上に大きく貢献してきた。また、人々が文化の多様性や豊かな自然環境を尊重する姿勢を涵養し、相互理解を通じた平和実現というユネスコの理念を体現してきた。

25

30

我が国は、1992年（平成4年）の世界遺産条約の締結以降、19件の文化遺産を世界遺産一覧表に記載することによって、人類の文化多様性及び固有性を表現することに貢献してきた。特に明治初年以來、文化財保護法及びその前身の法令を基盤とした近代的な法体系のもとで確立してきた文化遺産の保護手法について、世界と共有を図ってきた。また、『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下、『作業指針』という。）の改定議論への参加や、世界文化遺産の保護等に関する専門家間での国際的な議論に参画し、世界遺産制度の発展に寄与してきた。

近年、世界遺産の数が増加するにつれて世界遺産を取り巻く状況は複雑化し、各国において様々な課題が生じている。世界遺産委員会では、世界遺産の保存・活用及び世界遺産登録に向けた推薦プロセスの在り方、国際社会が抱える様々な課題に対して世界遺産がどのように貢献しうるのかといった世界遺産の本質を見つめ直す議論が行われている。

我が国においても、世界遺産保護に関わる多様な関係者の連携不足、再生可能エネルギー開発等による世界遺産の周囲の環境に対する影響、突発的な災害や気候変動などによる資産への損害、世界遺産一覧表記載前後の来訪者の急増・急減や新型コロナウイルス感染症の影響、過疎化・少子化・高齢化等による遺産を支える地域社会の衰退など、世界遺産を取り巻く様々な課題がある。

世界遺産の保存・活用にあたっては、特に地域における主体的な取組が不可欠である。世界遺産一覧表への記載は目的ではなく、これからの更なる保護に向けた出発点である。地域コミュニティ（地域の住民、所有者、企業、学識経験者、学校、NPO等を含む関係機関・団体等）や地方自治体といった関係者が主体的に参画し遺産の価値を踏まえた適切な保護を推し進めることにより、地域活性化をはじめとした多様な効果が期待される。

このような状況のもと、国際連合（以下、「国連」という。）による持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）¹をはじめとし

¹ 2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成される。世界遺産と関連があるターゲットは以下のとおり。

- 2. 4: 持続可能な食料生産システム確保、強靱（レジリエント）な農業の実践
 - 4. 4: 雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合の増加
 - 4. 7: （文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献に係る教育を含む）教育を通じた持続可能な開発を促進するための知識・技能習得の実現
 - 5. 5: 完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保
 - 6. 6: 水に関連する生態系の保護・回復
 - 8. 3: 中小零細企業の設立・成長の奨励
 - 8. 9: 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進する政策の立案・実施
 - 10. 2: 全ての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含の促進
 - 11. 4: 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の強化
 - 12. b: 持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法の開発・導入
 - 14. 5: 沿岸域及び海域の保全
 - 15. 1: 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全、回復及び持続可能な利用の確保
 - 16. 7: 対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定の確保
 - 16. 10: 情報への公共アクセス確保と基本的人権の保障
 - 16. a: 暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関する能力構築のための関連国家機関の強化
- 一方で、ゴール7「エネルギー」に関しては、再生可能エネルギーの開発にあたり世界文化遺産の価値の保存と両立させるための調整が必要となる。

た社会情勢も踏まえながら、改めて我が国における世界文化遺産の意義を捉えなおし、現状及び課題を分析した上で、今後の世界文化遺産の在り方を検討する。

5 2. 検討の経緯

本答申は、2020年（令和2年）11月5日の我が国の世界文化遺産の在り方に係る文部科学大臣からの諮問を受け、上述の問題意識に基づき、文化審議会世界文化遺産部会において5回（関係者からのヒアリングを含む）行った議論を取りまとめたものである。

10 本答申では、第1章で世界遺産一覧表への記載の意義を整理し、第2章1.及び2.で国内外における世界遺産制度の現状及び課題を把握し、第2章3.で我が国の今後の世界文化遺産の在り方について検討する。さらに、第3章で今後の推薦の在り方についても検討するが、これについては来年度に引き
15 続き検討を予定している。

第1章 世界遺産一覧表への記載の意義

世界遺産条約の目的は、文化遺産及び自然遺産を保護し、将来世代へ確実に継承していくことである。世界遺産一覧表への推薦や記載に向けた取組を通じて国内にとどまらない世界的な観点からの顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value: OUV）が見いだされ、国際社会に向けた発信や価値の相互理解につながる。さらに、文化遺産は所在する地域の人々にとって誇りであり、世界遺産を活用したまちづくりが地域活性化に貢献することも重要である。上記の保存・価値・活用の三つの柱にいくつかの観点を設け、整理する。

(1) 保存

① 包括的体制の構築

文化遺産を持続可能な方法で保護しながら将来の世代に継承するためには、組織横断的な体制や多様な関係者、幅広い世代の参画が不可欠である。こうした体制構築において、世界遺産が持つ人を惹きつける役割は大きい。

② 周囲の環境の保全

世界文化遺産では、緩衝地帯という遺産を取り囲む地域に補完的な開発規制を敷くこと等で、資産周囲の環境を保全することが求められる。同時に、緩衝地帯を含む遺産周囲の環境は当該世界文化遺産を育んだ素地であり、遺産と連続的に理解することができる文脈を共有する。遺産とともに、地域の特徴も踏まえつつ周囲の環境の一体的な保全・形成を図ることによって、世界文化遺産を活かしたまちづくりを推進することができる。

③ 保存活動のモデル

世界文化遺産では、国際的な議論を踏まえた保護の在り方の検討や、我が国でこれまであまり見られなかった保護の取組が行われることも多く、他の文化遺産にとって参照事例となり得る。また、我が国における文化遺産保護の取組について海外の専門家と相互理解を図ることで、保護の取組の向上や、国際的視野に立った人材育成にもつながる。

(2) 価値

④ 価値の発見・深化

世界遺産一覧表への記載に向け世界的な観点から当該文化遺産の OUV を整理する中で、それまで認識されていなかった価値が見いだされる可能性がある。また、記載後も学術的調査を継続することによって、OUV を基礎としつつさらなる遺産の価値を見出している事例も少なくない。

5

⑤ 国際社会へのメッセージ

我が国の、ひいてはアジアの視点から文化遺産の価値及び保護の在り方を諸外国に向けて発信することは、世界遺産制度の発展に貢献するのみならず、世界文化の多様性の増進に寄与し、世界の持続可能な発展の在り方に示唆を与える。我が国の文化遺産の発信を通じて、国際感覚の醸成につながることも考えられる。

10

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの紐帯

地域コミュニティが子ども達への教育などの活動により、地域的のみならず世界的に普遍の価値を有する世界遺産について理解し、文化遺産の保護に向けて取組むことで、地域のアイデンティティが醸成される。こうした効果が文化遺産の持続的な保存・活用に対する地域住民や地元企業などの主体的な参画をより一層促し、地域の魅力を増進させる。また、災害発生時には、文化遺産が復旧・復興の拠り所として心の支えになる。

15

20

⑦ 人々の往来や地域経済の活性化

地域の魅力増進や世界遺産登録による知名度向上の結果、インバウンドを含む来訪者の増加や地域経済の活性化も見込まれる。文化遺産の保存・活用に配慮した来訪者管理を行うことで、文化遺産の保存と一体となった持続的な活用や積極的な価値の発信ができる。

25

⑧ 地域社会への貢献

来訪者の増加は新たな雇用の創出を生み、交流人口・定住人口の獲得等、地域が抱える諸課題の解決にもつながる。世界遺産の持続的な保存・活用が、ひいては、地域社会の持続性に寄与する。

30

第2章 世界文化遺産の持続的な保存・活用等

1. 国際的な現状と課題

(1) 保存

5 世界遺産委員会では、課題を抱える遺産について保全状況が審議されている。2019年に開催された第43回世界遺産委員会では、166件（うち文化遺産又は複合遺産は116件）について審議が行われた。主な課題は管理体制・法的保護の不備、遺産及びその周囲における開発の影響がそれぞれ約3割、戦争・内戦等による資産の破壊が約1割であった。

① 管理体制・法的保護の不備

10 管理体制・法的保護の不備については、サイトマネージャー²の役割強化、包括的保存管理計画策定等の重要性が強調されている。また、保存及び活用の一体的な推進において、遺産保護部局・開発部局・観光部局などが連携して管理体制を構築することが求められている。

② 遺産及びその周囲における開発の影響

15 開発については、OUVに負の影響を与えうる様々な事例が増加しており、構成資産や緩衝地帯内、さらには緩衝地帯外における行為であっても、世界遺産に対する影響を適切に評価する遺産影響評価（Heritage Impact Assessment : HIA）³が強く求められている。特に開発圧力の高い都市に関して、世界遺産の保護が都市の新たな価値づけ及び都市が抱える諸問題の解決に貢献する可能性について留意し、都市の開発計画等と統合された世界遺産の管理計画を策定することが推奨されている。この様なアプローチについては、2011年に採択された歴史的都市景観に関するユネスコ勧告⁴においても強調されており、我が国も、2020年（令和2年）1月に福岡において国際専門家会合を開催した。

20

25

² 各文化遺産の管理に係る意思決定を統括、牽引する者。我が国においては、多くの場合は地方自治体の担当者がこれに該当する。

³ 世界文化遺産の資産内、緩衝地帯内及びその周辺において開発事業が計画された際などに、当該計画が文化遺産に与える影響を評価すること。

⁴ 特に都市部において商業的な開発が歴史的景観の破壊につながる事例が増加していることを受け、第36回ユネスコ総会（2011年11月）において採択された。都市における歴史的景観を守るための手法として歴史的都市遺産の保全のための景観に焦点を当てた取組方法を提唱し、それを実施するために加盟国が適当な措置をとること等について勧告した。

③ 災害・紛争等の影響

ノートルダム大聖堂における火災をはじめ、地震、異常気象などの突発的な災害が報告されており、災害後の復旧や防災対策に国際的な関心が高まっている。さらに、意図的な破壊や紛争、内戦が資産に大きな被害をもたらすケースは後を絶たず、人為的な被害から文化遺産を守る有効な手立てが模索されている。また、資金・技術・専門的知見の不足等により、当該国だけで十分な保護ができない文化遺産が多いことも課題である。

(2) 価値

④ 遺産の多様化と審査の複雑化

グローバル・ストラテジー⁵の推奨により推薦される資産が多様化することに伴って、イコモス⁶における審査はますます複雑化している。人々の精神世界と深く関わる信仰に係る遺産や地域の伝統文化に深く根差した遺産などは、当該遺産の背景も含めた十全な理解に基づく審査が必要である。また、多様な価値を示す遺産においては複数の観点からの評価が成り立ち得ることとなり、締約国と諮問機関との間で評価が異なるという「見解の相違」がしばしば生じている。さらに、複数の構成資産が全体として OUV を有する「連続性のある資産」⁷（以下、「シリアル資産」という。）の推薦においては、それぞれの構成資産がどのように全体の OUV に貢献するのかという点について厳密な説明が求められるなど、複雑化する審査に対して新たな、あるいは従来にも増して入念な対応が必要な事項が生じている。

⑤ 文化遺産の多様性の課題

異なる文化に属する人々が相互理解を進めることによって平和を構築するというユネスコの理念に照らして考えると、文化多様性の増進を目指して一覧表の充実を推し進める世界遺産条約の取組はその目的に適

⁵ 「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」第 18 回世界遺産委員会(1994 年)で採択。世界遺産一覧表における主な格差を特定、解消するための戦略

⁶ 国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites : ICOMOS (イコモス))。世界遺産をはじめ、遺跡・建造物等の保存を目的とした国際非政府間組織 (NGO) であり、世界文化遺産への推薦案件や、世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保全状況について審査を行う諮問機関。

⁷ 『作業指針』137 項 (仮訳) : 連続性のある資産とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ (中略) 構成要素が、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。

う。

世界文化遺産が体現する多様な価値について、さらにはそれらが持続可能な社会の実現につながった成功事例を締約国やサイトマネージャーといった関係者が共有するためには、より一層こうした経験の情報発信が必要とされる。

5

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの重要性

世界遺産の適切な保存・活用の実現は、サイトマネージャーや遺産保護部局のみならず、地域コミュニティ全体の協働が不可欠である。「世界遺産条約履行のための戦略的目標」における「5番目のC」⁸、2012年に採択された「京都ビジョン」⁹などにみられるように、世界遺産の保護における地域コミュニティの重要性はますます高まっている。

10

⑦ 来訪者管理戦略の必要性

来訪者については、SDGsに寄与する可能性を有している一方で、来訪者の過密状態、観光インフラの開発等により文化遺産が負の影響を受けることについて懸念が示されている。締約国は、来訪者管理戦略を立て、より長く、深い体験をもたらす文化遺産の価値に配慮した観光サービスを提供することが推奨されるとともに、立入制限等により文化遺産への負の影響を低減することが求められている。

15

20

⑧ 世界遺産のSDGsへの貢献

SDGsでは「文化」そのものについて17のゴール¹⁰に位置付けられていないものの、第70回国連総会において採択された「持続可能な開発のた

25

⁸ 条約の履行を促進するために世界遺産委員会が定める目標であり、2002年の世界遺産委員会で採択された4つのC、すなわち①一覧表の信頼性 (Credibility)、②世界遺産の効果的な保全 (Conservation) の確実な担保、③締約国における効果的な人材育成 (Capacity-building) の促進、④コミュニケーション (Communication) を通じた世界遺産に関する普及・啓発、参画及び支援の増大、に加え、2007年に⑤条約の履行におけるコミュニティ (Communities) が果たす役割の強化、が採択され、現在は5つが定められている (頭文字から「5C」と呼ばれている)。

⁹ 2012年 (平成24年) の世界遺産条約40周年記念会合において採択された提言で、世界遺産保護におけるコミュニティ参画の重要性を強調し、持続可能な開発のためには遺産から生じる利益がコミュニティに公正に分配される必要があることを示した。

¹⁰ 各17のゴールに係るテーマは次のとおり。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な消費と生産、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段。

5
めの2030アジェンダ」は、「文化の多様性に対して尊重がなされる世界」を目指し、「全ての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵」と認識している。また、17のゴールの細目（ターゲット）として「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」を通じた「持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能」の習得（ターゲット4.7）、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全」（ターゲット11.4）に言及している。

10
さらに、「Culture 2030 Indicators」（2019年、ユネスコ）では、SDGs達成に向けた文化の貢献が、教育、環境や都市、包摂的な社会発展や経済成長、平和や安全保障に寄与すると評価されており、その進捗状況をモニタリングするための指標が示されている。

2. 我が国において顕在化している課題

（1）保存

① 包括的な管理計画・体制の不備

15
20
複数の構成資産からなるシリアル資産については、全体を包括した保存管理の方針や保存の方法等を示した包括的保存管理計画を策定することが必要である。我が国の初期に世界遺産登録された文化遺産には、登録時に包括的保存管理計画が求められていなかったため未策定の事例がある。

25
世界遺産を周囲の環境及び地域社会とともに保護していくには、遺産を総合的に管理するサイトマネージャーの存在が重要である。我が国では多くの場合、地方自治体の担当者がこれにあたるが、その育成・配置の実情は資産によって異なり、必ずしも十分ではない。同様に、複数の自治体、所有者、関係機関等の連携や文化財保護政策と観光・開発・都市政策との連携も引き続き対応が必要な課題である。

30
さらに、世界遺産の推薦過程で人員や予算を重点的に配分していた地方自治体において、記載後、それまでの予算措置や体制が維持されない事例がある。世界遺産一覧表への記載後も、推薦書第6章で約束した毎年のモニタリング、文化庁による定期的な保全状況の確認、6年サイクルで世界遺産委員会に対し保全状況を報告する定期報告といった機会があることに鑑みれば、世界文化遺産を持続可能なかたちで永続的に保

存・活用するためには継続的に予算・体制を整える必要があり、改善が求められる。

② 周囲の環境の保全の課題

5 近年の世界遺産委員会においては、世界文化遺産の緩衝地帯を適切に設定し、その外部も含めた周囲の環境を厳格に管理していくことが求められている。そのため、大規模な事業が計画された際などには、文化遺産への影響を適切に評価する必要性が高まっている。特に開発圧力が高い都市部や再生可能エネルギー開発に適した地域においては、遺産保護と開発との
10 両立について調整が必要となる場合が多い。『作業指針』118bis 項¹¹では、開発事業等が文化遺産に与える影響をあらかじめ評価するよう HIA を求めており、2019 年（令和元年）4 月には文化庁も HIA の手順・手法等の基本的な考え方を整理した『世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針』¹²（以下、『参考指針』という。）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/r1416448_01.pdf）を出した。

15 世界文化遺産の周囲の環境であっても、人々が生活・生業を営む上で、家屋等の施設を更新し、社会情勢に合わせて適切に変化させていくことは、むしろ必然である。そもそも現状の環境が必ずしも良好ではなく、遺産と調和したものとは言い難い場合もあり、改善が必要であることも多い。

20 我が国では、都市計画法・農地法・景観法など既存の法体系により緩衝地帯の開発を複層的にコントロールしている。いくつかの地方自治体において緩衝地帯の保護を目的とした条例を制定している事例がみられるものの、上に掲げるそれぞれの法体系は世界文化遺産を保護するために設けられたものではなく、緩衝地帯の保護の目的に応じて適切な制限や開発調整の
25 手続きとして用いることで、我が国における緩衝地帯の保護措置とし

¹¹『作業指針』118bis 項仮訳：『作業指針』179 項及び 180 項に関わらず、締約国は環境影響評価、HIA 及び/又は戦略的環境評価を、世界遺産の範囲内又は周辺において実施・計画される事業等に先立つ必要事項として実施することを保証すべきである。これらの評価は、遺産の OUV に与える潜在的な正及び負の影響や代替案の特定や遺産内又はより広いセッティングに所在する文化/自然遺産の変質又はその他の負の影響の緩和措置の推奨に役立つものである。これにより、長期の OUV の保護や遺産の災害や気候変動に対するレジリエンスの強化が保証される。

¹²『参考指針』は、HIA の流れが詳細な分析の必要性の判断、分析作業の実施、評価後の作業の 3 段階に分類するとともに、以下のような実施にあたっての留意点が示している。

- ・ HIA の必要性についての事前周知と包括的保存管理計画の手順の明確化が必要。
- ・ OUV の「属性」の整理が必要。（脚注 16 参照）
- ・ 客観性の担保が必要。
- ・ OUV への影響が軽微とみなせない場合には、緩和策を検討し再度評価が必要。
- ・ 必要に応じて世界遺産委員会への報告等が必要。

ている実態にある。

また、緩衝地帯の外部については、どこまでをコントロールの対象とすべきか明確化されていないことが多いうえに、法制度の裏付けが構成資産や緩衝地帯に比して十分でない場合も見られ、その管理に困難が生じている。

一方、『作業指針』104項¹³において緩衝地帯は「遺産の価値を効果的に保護するため」に設定される区域とされており、緩衝地帯そのものにOUVは認められないとされている。しかしながら、緩衝地帯を含む世界文化遺産の周囲の環境は、遺産がOUVを形成するに至った文化的背景を物語るものであり、遺産と連続する文化的つながりを有する場所であることが多く、その保全の方策は今後の課題といえる。

③ 保存の取組の国内外への影響

我が国では地震・台風など災害等が頻発しており、近年でも世界文化遺産において地震被害や異常豪雨による土砂災害、台風被害が発生している。また、2019年(令和元年)には首里城跡において大規模な火災が発生した。これらの災害から文化遺産を確実に守ることが必要である一方、災害復旧や防災に係る取組が他の文化遺産における対策強化に資するという効果も期待される。

例えば、ノートルダム大聖堂や首里城跡の火災をきっかけに『国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン』が策定・改定された。これに基づき、全国の国宝・重要文化財(建造物)で防火設備の点検が行われ、『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』が策定された。

また、これまで奈良会議¹⁴等を通じて、我が国の木造の文化遺産の保存

¹³ 『作業指針』104項仮訳：緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

¹⁴ 1994年(平成6年)に奈良県奈良市において開催され、「文化と遺産の多様性」や「真実性」(オリジナルの状態を維持していること。世界遺産一覧表への記載要件のひとつ。)について以下のような見解を示した。

- ・文化遺産とその管理責任は、第一にその文化を作り上げた文化圏に、次いでその文化を保持している文化圏に帰属する。
- ・「真実性」の審査は、その遺産に固有な文化に根ざして考慮されるべきである。

多様性を尊重するニーズにこたえる国際宣言として、『作業指針』上、「世界文化遺産となる建造物の真実性を検討する際の実務的な基礎 (practical basis)」とされている。(『作業指針』79項及び付属資料4)

5 修理は国際的に高い評価を受けてきた。一方で、いくつかの文化遺産においては整備事業等で海外の専門家の理解を得るのに苦心するなど、近年国内と海外とで考え方の相違もみられる。こうしたギャップを埋めていくため、我が国の文化遺産保護の考え方についてさらなる海外との相互理解に努める必要がある。

10 我が国は、これまで文化遺産保護の技術や専門的知見を活かして各国における文化遺産保護に協力してきた。また、世界文化遺産に関する知見をもって、各国文化遺産の世界遺産登録や危機遺産からの脱却にも協力し、成果を挙げている。こうした国際貢献は、文化遺産保護を通じて相互の理解及び尊重の精神を醸成したという点において、我が国の人材育成にとっても重要な意義を持つものである。その一方で、国際協力を担う専門家や専門機関は限られており、推進体制の強化と次世代の担い手の確保が課題ともなっている。

15 (2) 価値

④ 価値の発見・深化

20 これまで、我が国で世界遺産一覧表に記載されてきた 19 件の文化遺産は、古くから受け継がれてきた寺社や天守等の木造建造物、大規模な古墳群、信仰・崇拝の対象である山岳、近代化の軌跡を示す遺跡など、その歴史的価値や時代、背景が極めて多様である。これらの文化遺産の多様性は、それぞれが世界遺産一覧表の幅を大きく広げ、記載の度にその豊かさを増し、多様性の増進及び人類社会や環境の持続可能性に寄与してきた。

25 こうした価値は、世界遺産への推薦に向けて重点的に進められる調査研究によって、世界的な観点から新たに見いだされたものであることが多い。記載後もこの体制を維持し調査研究を継続することによって、OUV を基盤としつつもさらに価値を深化させることが求められる。また、この成果は海外に対しても発信すべきである。

⑤ 価値・保護の取組の発信

30 我が国では文化遺産やそれらを取り巻く自然環境の特徴に応じて、伝統・慣習や文化財保護制度により文化遺産を守り受け継ぐ方法・取組を育んできた。文化遺産とともにその保護の取組も発信することで、文化遺産保護の多様性に貢献し、現代社会の持続可能な発展の在り方に示唆を与えてきた。

世界遺産に登録された後、あらゆる保存及び活用の取組の礎となるのは、世界遺産委員会において公式に承認された OUV である。特にシリアル資産の場合、それぞれの構成資産においては当該資産の価値のみならず、全体の OUV 及びその OUV に当該構成資産がどのように貢献するのか、あるいは他の構成資産との関係という観点から価値を発信することが求められる。

また、我が国固有の価値観や、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表に登録された伝統建築工匠の技のような有形文化遺産と密接に関わる無形文化遺産の保護、あるいは仙台会議¹⁵などで示された防災・復興の考え方など、我が国の取組に対する関心は国際的に非常に高く、その点での貢献に向けて、これまで以上に情報発信を目指すことが求められる。

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの関わりの課題

近年、信仰に関わる文化遺産や文化的景観など、世界の各地域に固有の文化に深く根差した文化遺産の世界遺産登録が進んでおり、文化遺産の保存・活用における地域コミュニティの理解と役割とがますます重要になってきている。

一方で、世界文化遺産を支える地域コミュニティが過疎化・少子化・高齢化等によって弱体化し、文化遺産の管理に密接に関連する地域産業が衰退するなど、地域の存続に関わる課題を抱えている事例も増えている。今後、世界遺産一覧表に記載された文化遺産を持続的に保存・活用するとともに、それらを核として地域の持続可能な発展を実現する必要がある。

さらに、記載後の年月が経過することにより、世界文化遺産に対する地域コミュニティの関心が低下したり、若い世代の参画が地域によって必ずしも十分でなかったりするといった課題も見られる。

⑦ 来訪者対応における課題

世界遺産一覧表に記載された場合、当該文化遺産の知名度が一時的に上昇する傾向がある。これにより国内外からの来訪者が増加することで観光産業が活性化する一方で、オーバーツーリズム、地域コミュニティへの負

¹⁵第3回国連防災世界会議の枠組みにおいて開催された国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」。防災に関する4つの優先行動と7つのターゲットが示された第3回国連防災世界会議の成果文書『仙台防災枠組 2015-2030』に文化や文化遺産への配慮を含めるとともに、文化遺産防災の取組目標を示すことを目的として2015年（平成27年）3月に開催された。

荷の増大、来訪者数の急激な増加とその後の急激な減少等の課題が生じている例がある。

また、近年増加傾向にあった海外からの来訪者についても、世界遺産は特にその訪問地となることが多いが、解説の多言語化などの対応が不足していることが否めない。

一方で、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国の文化遺産にも深刻な影響を与えている。関係者は感染症防止対策に追われており、中・長期的には来訪者の急減による経済的ダメージが遺産の維持・管理に係るリソース不足へと繋がる可能性が高い。

来訪者に対しては、インタープリテーションの観点から、世界文化遺産としての意義や世界的な観点からの価値などについて十分な説明がなされることが重要である。しかしながら、地域や文化遺産により対応にばらつきがあり、国内的な評価に基づく価値や構成資産単体の価値の解説に留まるなど、十分ではない事例も認められる。

⑧ 地域社会の苦境

我が国の世界文化遺産は、都市部や山間地、離島にも所在し、その状況は多様である。いずれの地域もその立地特性に応じて、大きな課題を抱えている場合も少なくない。過疎化・少子化・高齢化、地域経済の衰退とその悪循環に悩む集落もあれば、観光等の開発と文化遺産の保護とのバランス維持に苦心する観光都市もあるなど、文化遺産の所在する地域社会が抱える課題は様々である。

世界文化遺産の保護においては、地方自治体に人的・経済的な負担が大きいかかっていることが多い。中心的・主体的役割が期待される地域住民や地元企業といった地域コミュニティが、地域社会の疲弊によって活力を失いつつあることも少なくない。

文化遺産の保護が地域社会の活性化に貢献することを考えても、両者の取組が一体的に計画され実行されることが求められるが、そのような認識や体制がまだ十分でないことがある。

3. 今後の在り方

(1) 保存

① 包括的な保存・管理体制の充実

それぞれの文化遺産の特徴や地域の特性に合った保存・管理を実現していく上で、地方自治体が担う役割はこれまで以上に重要となる。同時に、地域コミュニティを含む多様な組織や関係機関と連携しながら保護のための体制を強靱化する必要があり、関係者が集う協議会等の設置は必須である。

また、世界遺産を取り巻く課題が多様化する中で、組織横断的な体制の整備や包括的保存管理計画の策定がより一層求められる。さらには、これらを運用するサイトマネージャーの役割がますます重要となるが、必要とされる能力が従来の文化遺産保護に比べ多岐にわたるため、その人材育成及び適切な配置も急がれる。

登録後も世界文化遺産を確実に保存・管理するためには、こうした包括的な保存・管理体制を維持・発展させることが必須である。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 専門委員会や協議会の設置
- ・ 世界遺産一覧表記載後の人的・財政的体制の維持
- ・ サイトマネージャーの育成及び適切な配置
- ・ 包括的保存管理計画の策定及び必要に応じた改定

国：

- ・ 地方自治体等の包括的な保存・管理に対する支援とその国際的発信
- ・ 研修などによるサイトマネージャーの育成支援
- ・ 保全状況の定期的確認などを通じた体制の維持・更新

② 積極的な周囲の環境保全

世界遺産の周囲の環境保全は、これまで以上に積極的な意味を見出し、多様な関係者から理解・協力を得て、地域社会に多面的な効果をもたらすように実施していくことが求められる。

重要なことは、

- ・ 周囲の環境そのものに積極的な意義づけを行い、遺産が所在する地

域そのものが暮らしやすくなるよう統合的な空間計画を描くこと

- ・ 周囲の環境を適切に保全するため既存の法体系を有機的に活用し、それらと世界遺産の価値とが調和的になるよう運用に努め、それでも管理が不足する部分には追加的対応を講じることができるよう制度や計画等を整えること

- ・ 行政・地域住民・企業といったあらゆる関係者が、世界遺産を周囲の環境とともに守り、世界遺産を中心とした豊かな地域をつくり、そしてその恩恵を受け取る主体であるということを改めて認識することである。

まずは、既存の法体系が世界文化遺産の価値と調和して運用されるようにするために、HIA の手法、手順を含めた包括的保存管理計画や HIA マニュアルを充実させるなど、関係機関・部局が連携して遺産周囲の環境の保全・形成を担保する仕組みづくりをより一層進めなければならない。都市計画審議会、景観審議会、文化財保護審議会といった地方自治体における良好な風致の維持・形成に資する審議会において世界文化遺産と一体となった周囲の環境の意義について共有するとともに、調和的な運用に努めることも有効である。周囲の環境の変容をモニタリングし、既存の空間計画や制度、意識共有等では対応が不足する部分が出てきた場合に、必要な見直しや改善をできるようなシステムを整えることも重要である。

HIA は、世界文化遺産のある地域において望ましい開発事業等の在り方を検討するプロセスとして、積極的に運用されるべきである。また、地域住民や企業の自発的な協力は遺産保護への貢献として評価されるべきである。

世界遺産の推薦書作成の過程において、周囲の環境が文化遺産の潜在的 OUV¹⁶とどのように関係し、どのように貢献しているのかを整理し、文化遺産から連続する有形・無形の文化的な繋がりや自然との繋がりといった積極的な意味を見つけ、守るべき対象を明確にすることが重要であ

¹⁶『参考指針』においては、事業等が文化遺産に与える影響を具体的に評価するために、世界遺産委員会において採択された「顕著な普遍的価値の言明」(Statement of Outstanding Universal Value: SOUV) の内容を再確認し、世界遺産としての OUV を細分化した「属性」について整理することが必要であるとしている。整理の方法は文化遺産の性質等に応じて様々であり、作業には一定の時間を要するため、個別の事業等が発生する段階で作業を開始するよりも、あらかじめ作業を完了しておくことが望ましい。そのような準備作業は、HIA の実施段階において、事業等が OUV のどのような属性に対してどのような影響をもたらすのかについて把握し、関係者間で共有するうえで、労力の軽減につながるものと考えられる。

る。

守るべきものを守り、改善すべきものを改善し、新たに施設等を作る場合にも文化遺産や多くの関係者にとって好ましいものを作ることによって、世界遺産と調和した良好な周囲の環境形成が可能となる。

5 <具体的方策>

地方自治体：

- ・ HIA の実施
- ・ HIA マニュアル等の策定、その中で既存の法的手続の位置付けの明確化
- ・ 開発事業等の影響度合いに応じた HIA 手法等の整理
- 10 ・ 事業主体に対する HIA の積極的意味の適切な説明と協力依頼、顕彰
- ・ 部局横断的な協力と関連審議会の調和的運用
- ・ 文化財保存活用地域計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等における積極的な位置付け及び街なみ環境整備事業等の活用による良好な環境形成

15 国：

- ・ HIA の必要性等の周知、法令の運用を含めた事例収集や参考指針の充実等
- ・ 緩衝地帯保全の方策・資源の提供、関係省庁との連携・協議

20 ③ 相乗効果による文化遺産保護の向上

世界文化遺産の保護が抱える課題は多様であるものの、世界遺産だからこそ抱える共通の問題や、文化遺産の種別又は立地環境などによって類似した課題も多くみられ、それらに対する取組の経験や知見も各資産で蓄積されている。このため、関係者が課題を共有し、経験や知見を交換できる場を設けるとともに、国もその取組を定期的に確認・把握し、
25 評価することが重要である。また、世界遺産の取組は注目を集め、他の文化遺産に与える影響も大きいため、好事例を広く発信することも有益である。

また、海外専門家との情報交換を促進し、我が国の文化遺産の保護に活

かすことも必要である。

文化遺産の国際協力については、リソースを有効活用するために、官民学の連携強化や国際機関との協力といった工夫で連携強化を推進する。こうした国際協力を通じて他国の文化遺産への理解・尊重を深めることにより、我が国の文化遺産保護の向上や若い世代の人材育成も図っていく。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 情報共有の場やネットワークへの積極的参画
- ・ 国内外の好事例を踏まえた取組とその情報発信

国：

- ・ 国内外の好事例の情報収集、自治体関係者との情報共有の場の設置
- ・ 部会委員等による定期的な視察・助言、優れた取組に対する顕彰
- ・ ホームページや SNS による情報発信の強化
- ・ 有形の遺産の保護に関わりの深い無形の遺産の保護・連携の促進
- ・ 海外の文化遺産に対する国際協力の推進

(2) 価値

④ 価値の継続的な追究の促進

記載後も学術的な調査研究を継続することによって、OUV を基礎としつつもより新たな知見を得ることが可能となり、当該文化遺産の価値の深化へと繋げることができる。また、OUV と関連して、文化遺産とその周囲において自然科学的な観点から高い価値が見いだされることも少なくない。ユネスコのエコパークやジオパークの手法も文化遺産の評価には有効であることから、積極的に連携を図ることが求められる。

特にシリアル資産においては、当該文化遺産の OUV はもとより各構成資産が資産全体の OUV に対してどのように貢献するのか、他の構成資産とどのような関係にあるのかについて、積極的に情報発信・提供しなければならない。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 守り伝えるべき価値の正確な把握
- ・ インタープリテーション戦略の構築、拡充
- ・ 世界遺産一覧表記載後における調査研究の継続
- ・ 見出した価値の文化財保存活用地域計画への反映

国：

- ・ 地方自治体等が進める価値の継続的追究とその発信への支援

⑤ 価値とその保護の取組の発信

既に世界遺産一覧表に記載された我が国の 19 件の世界文化遺産は、いずれも人類の営みの一端を表現する価値の高いものである。一方で、人類が生活を営む上で自然的・社会的現象にどのように対応してきたかを表すという意味では、まだまだ我が国から推薦すべき文化遺産は多い。また、我が国が長年培ってきた文化遺産の保護の在り方や地域社会における文化遺産の役割、特に我が国が経験や知見を豊かに持つ災害対応や有形・無形の文化遺産のつながりについて、世界の人々と共有することが重要である。これらを通じて世界文化の多様性の増進や持続可能な社会の実現に貢献することができるとともに、我々もまた世界への情報発信を通じて国際感覚を養うことができる。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 価値の捉え方に係る継続的研究及び研修等を通じた保護手法の更新
- ・ 保存・活用手法の発信及び情報収集
- ・ サイトマネージャーの研修等を通じた国際交流・情報発信の推進
- ・ 地域コミュニティとの価値観及び課題意識の共有、共同での取組促進

国：

- ・ ホームページや SNS による情報発信の強化

- ・災害対応、風土等に応じた保護手法等の国際社会への情報発信
- ・有形及び無形の密接な価値の結びつきに関する情報発信
- ・国際会議や国際研修等の開催、海外専門家との交流促進及びその成果の地方自治体への還元

5

(3) 活用

⑥ 多様な関係者の参画と関心の維持

文化遺産が地域コミュニティのアイデンティティとなり、一致団結した保護の取組を実現できるよう、様々な世代に世界文化遺産の価値を分かりやすく伝えるとともに、保護の目標やそれによって得られる恩恵を関係者間でしっかりと共有することが重要である。

10

地域コミュニティが行う有償・無償のボランティア活動等を盛り上げ、活動団体間のネットワークを構築するなどして連携を図ることも効果的である。特に、若い世代のボランティア活動等への参加を促進するとともに、世界遺産教育などを通じて青少年を将来の保護の担い手として育成することも必要である。

15

地域コミュニティには地域住民だけでなく、地元の企業や大学など多様な団体・機関も含まれる。地域コミュニティの各構成員が世界文化遺産の保護を自らのこととして認識し、保護の体制に加わることができるような環境の醸成が必要である。

20

記載後に地域コミュニティの関心が低下しないよう、価値や保護の目的を再認識し、達成したことや課題を振り返る機会を定期的に設けることも重要である。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・青少年を含む地域コミュニティの主体的活動の促進
- ・世界遺産保護の目標や恩恵に関する地域コミュニティとの共有
- ・寄付やクラウドファンディングなど民間資金の調達

国：

25

- ・世界遺産制度に関する情報発信
- ・部会委員等による定期的な視察に併せた地域コミュニティ向けの情報発信（シンポジウム等）
- ・地域コミュニティの主体的な保護活動に対する顕彰

5

⑦ 来訪者管理戦略の充実

世界文化遺産としての価値の説明、特にシリアル資産においては個々の構成資産の説明だけではなく、構成資産が全体の価値にどう位置づくのか等を来訪者がしっかりと理解できる分かりやすい説明を準備したり、他の構成資産や関連する文化遺産に来訪者が導かれるような誘導を行ったりすることが重要である。

10

来訪者に世界文化遺産の価値と保護の取組とを伝えることが、遺産を保護する支援者の増加に繋がる。説明の多言語化等を十分に行うことで、海外からの来訪者が正しく遺産を理解できる対応が必要である。

15

一方で、観光圧力が地元への負担にならないよう、地域コミュニティに配慮した来訪者管理が必要である。特に世界遺産登録前後の来訪者数の急激な増加とその後の急激な減少は共通してみられる課題であり、これまで蓄積されてきた経験を活かしつつ、今後推薦する遺産においては周到な備えが求められる。そのような観点から、地域コミュニティとの合意の下に、地域にとって望ましい来訪者管理の在り方を戦略として定めることが重要である。

20

来訪者の増加が一過性のものとならず、質・量ともに豊かな状態を維持し、交流人口・関係人口の増加及び来訪者と地域コミュニティとの対話の活発化、地域経済の活性化に繋がるなど、地元にも還元のある来訪者の在り方を目指すことが必要である。

25

<具体的方策>

地方自治体：

- ・世界遺産委員会で承認された OUV に基づく価値説明
- ・中・長期的な来訪者管理戦略等の構築
- ・多言語での情報発信

30

国：

- ・地方自治体等が進める各世界文化遺産の特性に応じた来訪者管理戦略の構築に対する支援

⑧ 地域社会と世界遺産の持続的な在り方

5 文化遺産を支える地域は、現在様々な社会的課題を抱えていることが多い。しかしながら、世界遺産を活かしたまちづくりを行うことで地域コミュニティのまとまりが生まれ地域が活性化し、地域の課題を克服していくための大きなエネルギーの源泉となることが考えられる。そのような観点から、文化遺産の保護と魅力的なまちづくりとの好循環を形成し、両者の持続的な発展を実現することが重要である。

10 このためにも、地域の総合的な目標や計画に世界遺産の保存・管理を位置付け、地域社会が一体となって取り組むことが必要である。

15 また、世界的に関心の高い持続可能な社会の発展に対し世界文化遺産の保護が貢献する事例として、蓄積された経験や知見を積極的に発信していくことが求められる。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・地域の総合計画等への世界遺産の保存・管理の位置付け

国：

- 20
- ・世界遺産の持続的な保存・管理を目指す事業とその情報共有への支援

第3章 世界遺産一覧表の充実に向けた取組

これまでの我が国が国際的に果たしてきた貢献に鑑みると、今後も世界遺産一覧表の多様性の増進及び人類社会や環境の持続可能性に貢献できる余地がある。引き続き適切な準備が整った資産については世界遺産一覧表への記載を推薦し、また、そのために暫定一覧表¹⁷を充実することが有効である

1. 推薦すべき資産

(1) 推薦する資産の条件

これまで記載されてきた文化遺産と同様、今後我が国から推薦すべき資産についても、我が国に固有、又は典型的で顕著な価値を学術的に示しうる、すなわち OUV¹⁸を国内的な視点にとどまらず、国際社会における議論も踏まえ世界的な観点から学術的に十分に説明しうるものが条件となる。同時に、世界遺産一覧表の多様性及び人類社会や環境の持続可能性に貢献できる資産であることが前提となる。これに加え、第2章3.の今後の在り方で示した保存・価値・活用の観点における様々な取組が着実に実施できることが求められる。世界遺産一覧表記載後も地方自治体が取組を継続・発展させることを事前に確認することが必要である。

また、上記の条件を満たす資産であって、関連資産が所在する他の締約国との調整が円滑に進むものがある場合には、国境をまたいだシリアル資産として推薦することも検討できるであろう。

¹⁷ 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録。世界遺産一覧表への記載を推薦するためには、推薦書を提出する1年前には、暫定一覧表に当該資産を記載する必要がある。

¹⁸ OUVとして、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を有し、オリジナルの状態を維持していること（真実性）及び価値を表すものの全体が残っていること（完全性）を証明することが必要である。『作業指針』において示されている文化遺産に関する OUV の基準は以下のとおり。

- i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示している。
- iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示している。
- iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本である。
- v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

(2) 暫定一覧表に記載する資産の条件

5 暫定一覧表は、将来世界遺産一覧表に推薦する計画のある資産としてユネスコに提出するものであることを踏まえれば、記載される可能性が一定以上あることが必要であり、上記の推薦すべき資産としての要件を満たす、あるいは満たす見込みのある資産を暫定一覧表に追加することが適当である。

10 ユネスコにおける近年の議論の状況や我が国の文化的な背景を考えると、現代という新たな時代も視野に入れつつ、自然との共生や災害に対する対応、無形の文化遺産との結びつきなどの観点から高く評価できる文化遺産なども新たな候補になりうる。

2. 暫定一覧表の改定手続

(1) 世界文化遺産に係る意識調査

15 2008年(平成20年)ごろに暫定一覧表の追加を行った際には、地方自治体から候補を募った上で、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会における審議を経て結論を得た。しかしながら、暫定一覧表の充実を図るにあたっては、

- 20 ・ 持続可能性の観点から地方自治体の熱意はもちろん重要なが、やはり学術的な検討・審査が大前提であるべきこと
- ・ 近年、地方自治体の境を越えたシリアル資産の推薦及び記載が多く、今後も想定されること

から、今次暫定一覧表の改定は、地方自治体への公募に基づかず手続を進めることが適当である。

25 一方で、地方自治体等から広くアイデアを得、審議の参考とすることは有意義であることから、今後の世界文化遺産の在り方について意識調査を行うことについては検討を行う。検討の結果として意識調査を実施する際には、今回整理した世界文化遺産の意義を問う項目を併せて設けることにより、地方自治体等に広くその周知を図ることが可能と考える。

(2) 検討の手順

30 本審議会においては、まず学術的な研究成果や、国外の文化遺産及びそ

の世界遺産一覧表への記載状況を踏まえ、審査対象となりうる資産を一定数に絞る必要がある。その上で、地方自治体等の関係者に資料の提出を求め、審査を行い、暫定一覧表の改定を行うものとする。その際には、新たに審査の基準を定めることとする。

5 資料のみに基づいて改定を判断することが困難な場合には、本審議会において事前に審査対象の資産を現地調査することや、関係者からのヒアリングを行うことも検討する。

10 審議の結果、暫定一覧表に掲載された資産については、地方自治体においては更なる価値等の調査研究や保存・管理体制等の整備を進め、国も必要な支援を行い、推薦に向けて準備する。

なお、暫定一覧表に加えられなかったものの審査対象として審議した資産については、解決すべき課題ごとに分類し公表することが、審議の透明性を事後的に確保し、関係者の保護に係る取組を促す上で有効である。

15 世界遺産一覧表への推薦も、暫定一覧表の充実も、適切な準備が整った資産がある場合に行うべきものである。そのため、暫定一覧表の改定については、具体的な作業を進める中で更に検討が必要であるが、特に期限及び周期を設けることはせず、必要な条件がそろった際に随時行うことが考えられる。

20 (3) 暫定一覧表記載資産の見直し

25 持続可能な文化遺産であることを確保するためには、地方自治体による積極的な取組が不可欠である。記載や保護への熱意を維持できない、もしくは世界遺産以外の手法で保護の方向性を見出した関係者にとって、暫定一覧表に記載されていることは負担になる場合も考えられる。このことから、一定期間（例えば5年間）推薦に向けた活動を行っていない資産について、関係自治体に対し継続意思を確認した上で、暫定一覧表から削除することも検討すべきである。

30

むすびに

本答申は、2020年（令和2年）11月に文部科学大臣より諮問された事項に
5 対する今年度における検討結果をとりまとめたものである。限られた時間であ
ったとは言え、諮問事項のうち第三までの点、すなわち

- 一、世界遺産一覧表に文化遺産が記載されることの意義について
- 二、登録された世界文化遺産の持続的な保存・活用の在り方について
- 三、世界遺産一覧表における文化遺産の充実に向けた取組について

は、本答申により方向性を得ることができた。

10 また、諮問事項のうち第四の点、すなわち

- 四、暫定一覧表見直しについて

も、その必要性と要件、手続について示している。

2021年度（令和3年度）は、本答申を踏まえつつ、暫定一覧表の見直しの具
15 体的な手順を定め、議論を進めることとする。その上で、本審議会として最終
的な答申を出したい。

本答申では、世界遺産の意義を改めて問い直し、現状及び課題の分析に基づ
き、今後の在り方を示した。その上で、今後も世界遺産制度への貢献を継続す
ることが必要であるという観点から、暫定一覧表改定の必要性についても言及
20 した。ややもするとこうした議論は、暫定一覧表改定の部分のみが注目されが
ちであるが、その前に述べている世界遺産の意義及び今後の在り方が前提とな
って今後暫定一覧表について検討がなされるものであることについて、十分に
理解することが必要である。

世界文化遺産は、国際的かつ学術的にその普遍的価値が証明されたものであ
るとともに、当該地域に住む、あるいは関わる人々にとって、誇りとなるもの
25 である。同時に、世界文化遺産及びその周囲の良好な環境を保全・形成するこ
とによって地域の魅力が増し、暮らしやすいまちづくりを実現するきっかけと
なるものである。地域コミュニティを構成する人々（地域の住民、所有者、企
業、学識経験者、学校、NPO等を含む関係機関・団体等）や地方自治体は、世
界文化遺産に積極的意義を見出し、地域の課題を解決する手段として主体的に
30 活かして欲しい。中でも、地方自治体におかれては、本答申に基づき、体制の
構築、必要なマニュアルの作成・見直し、分かりやすいインタープリテーショ
ン素材の作成、遺産の整備など、進められるところから速やかに取り組まれた
い。